

広報

人がつながり 未来につながる
海と大地に夢があふれるまち
べつかい

B E T S U K A I

別海

編集／別海町役場総務部情報広報課広報担当
〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
TEL 0153-74-9275 FAX 0153-75-0371

2024(令和6年)

5

No.727

町ホームページ
<https://betsukai.jp/>



町公式Facebook
@betsukai.jp



町公式X
@betsukaitown



町公式LINE
@betsukai



今月の表紙

～別海高校野球部 表敬訪問～

3月20日(水)、初めて甲子園の土に足を踏み入れた別海高校。
今月は、現地である甲子園球場の様子について特集します。



topics

初陣～別海高校野球部 春の甲子園…P2～3

今年のしごと…P4～7

保険料率の見直しについて…P18～19

物価高騰対応重点支援給付金について…P21

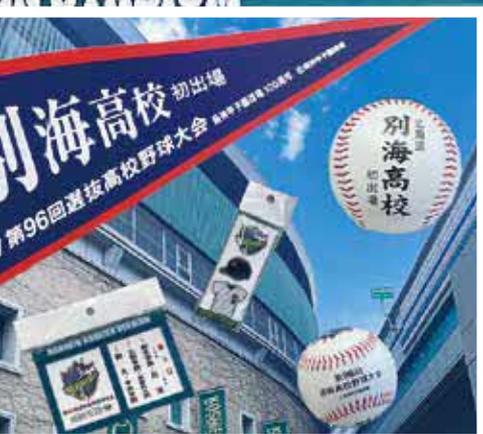
初陣

～ 別海高校野球部 春の甲子園 ～

この春、別海高校は、創部以来初めて甲子園の土に足を踏み入れ、期待と感動に包まれたデビュー戦を繰り広げました。対戦校は、甲子園優勝の指導経験を持つ監督率いる創志学園(岡山)に決まり、試合は、3月20日(水)兵庫県にある阪神甲子園球場にて行われ(別海0-7創志学園)の結果で幕を閉じました。

別海高校は、持ち味の守備力を展開し、三回裏まで無失点でしたが四回表、犠牲フライで1点を失い、五回表では、一つのエラーから3点の失点を許してしまいました。その後六回裏、別海高校の攻撃でヒットやデッドボールが重なり、反撃のチャンスでしたが、創志学園の冷静な守備で流れをつかみきれずに、惜しくも一回戦敗退となりました。

ここ別海町は、冬の間、野外で練習することができず、決して恵まれている環境とは言えません。それでも、別海高校野球部は、夢の舞台である甲子園に立つために、手造りのビニールハウスでの練習や雪の上を走ることで足の腰強化などさまざまな工夫と努力に励み、甲子園出場という偉業を成し遂げ私たち別海町民に感動を与えてくれました。



総勢41名のブラスバンドの力強い演奏で選手の背中を後押ししました

別海高校のブラスバンドは、別海高校吹奏楽部、OB、吹奏楽経験者の総勢41名で結成され、甲子園に向けて休日など空き時間を使い練習してきました。また大会前日には、京都に集まり当日の演奏に備えて全員で最終調整し、別海高校の応援を盛り上げました。演奏は、「必殺仕事人」「シャララ」などの9種類以上で構成され、なかでもシャララは、曲を知らない方でも覚えやすいリズムと振り付けで、試合後半には、枚方市民も参戦し友好都市一丸となって熱い声援を送りました。

友好都市「枚方市」が応援に駆けつけてくれました

アルプススタンドを埋め尽くした応援団は総勢約1,600名。友好都市の枚方市からの呼びかけもあり、枚方市長をはじめ324名もの枚方市民の方々も応援に来てくれました。球場内の応援ルールにより別海高校の攻撃時には、全員で立ち上がりメガホンとブラスバンド演奏で選手たちに熱い声援をおくり、別海高校の守備中には、アウトを取った際に力いっぱいメガホンを鳴らし応援していました。また観客席からの声援では、地元応援団の声に交じって関西弁での声援も多く聞こえ、友好都市同士の絆が深まりました。

応援団賞の優秀賞に選ばれました

応援団賞とは「応援態度などでマナーや規則に反する行為はなかったか。」「応援の技術に見るべきものはあったか。創意工夫はなされていたか。」「アルプス席全体の気持ちを反映する応援であったか。」「相手チームのファインプレーや闘志あふれるプレーにも拍手できるスポーツ精神に支えられた応援であったか。」「衣装、技術は高校生にふさわしいものであったか。」「入退場は良かったか。」という6つの審査基準を満たした高等学校しか選ばれない名誉な賞です。別海高校は、遠方にも関わらず、地元住民や枚方市民が加わった白と緑の応援団は、迫力があつたと評価していただき応援団賞の優秀賞に選ばれました。

別海高校野球部が **再び** 甲子園の舞台上で

プレーする姿 を見られるように願い、

これからも町民 **一致団結** して **応援** していきまSHOW!



【Youtube】



べっかい移住ちゃんねる

テゴネシ・ショウ



未来へ前進、別海町 〜これが今年の「びじゅどす」

主な事業紹介

第7次別海町総合計画 愛称「みんなでつなぐ実りあるふるさと共創プラン」

町民の皆さんと行政の間で情報を共有することを目的に、町が重点的に行う事業やぜひ活用していただきたい制度などを広報5月号から7月号にかけて紹介していきます。

子育て支援の充実

妊婦健康診査事業

730.5万円

妊婦の健康保持・増進と経済的負担を軽減するため、健康診査については1人14回分、超音波検査については1人6回分を助成します。

本事業は、子ども・子育て応援基金を活用しています。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当

☎74-9642

乳児家庭全戸訪問事業

68万円

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握や子育て支援に関する情報提供などを行います。

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当

☎74-9642

一時預かり事業

1,505万円

認定こども園において、通常の教育時間後や長期休業期間中など、希望する在園児を対象に保育を行います。

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当

☎74-9642

放課後児童クラブ事業

2,084万円

昼間に仕事などで保護者が家庭にいない小学校に通っている児童に対して、授業終了後に児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当

☎74-9642

子育て支援拠点事業

1,295万円

はみんぐでは、子育て支援センターを拠点として、乳幼児とその保護者の相互交流や子育てについての相談・情報提供などの支援を行います。また、すくすく学級では、0歳児から3歳児までのお子さんがいる母親と妊婦を対象に「別海町学びの木」に沿ったテーマについて、子育てに関する学習や子育ての悩みやヒントなどの情報交換の場を提供します。

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当

☎74-9642



※写真はイメージです。

ファミリー・サポート・センター事業
666万円

乳幼児や小学生などの保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けたい方と援助を行いたい方との連絡や調整を行います。

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当
☎74-9642

病児保育事業
1,761万円

町内の認定こども園などに通う児童が、病気の回復期に至らず保育園などでの集団生活が困難な時期に、保護者の勤務などの都合により家庭で保育を行うことができない場合、病児保育専用施設で看護師などが一時的に預かります。

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当
☎74-9642



※写真はイメージです。

認定こども園等利用者負担助成事業
802万円

子育て世帯の負担軽減を図るため、認定こども園や小規模保育施設、家庭的保育施設の保育料を国の設定する額の半額とし、差額分を町が施設に助成します。

また、世帯にきょうだいがいる子どもの保育料についても、所得制限をなくすなど、国の基準を上回る軽減措置を実施します。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当
☎74-9642

子ども医療費助成事業
5,719万円

拡充

満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもを対象に、医療費の自己負担分を全額助成します。

※医療保険対象外の費用、学校管理下における傷病または疾病などは、本制度の適用外です。

本事業は、子ども・子育て応援基金を活用しています。

問合せ／町民課 後期高齢者・医療給付担当
☎74-9646

出産祝金贈呈事業
1,131万円

子どもの誕生を保護者と共に町全体でお祝いするという気持ちを伝えるため、出産祝金を贈呈します。

〈贈呈額〉 出生子1人あたり10万円

※贈呈額の半額は、商品券による贈呈となります。

問合せ／町民課 戸籍年金担当
☎74-9644



※写真はイメージです。

新規

書かない窓口推進 窓口円滑化事業

66万円

来庁者の住民票などの交付に係る手続き時間の短縮や窓口の混雑緩和、利用者の利便性の向上、マイナンバーカードの普及促進およびコンビニ交付サービスの利用促進を進めるため、マイナンバーカードなどを利用して、申請書に記入せずに住民票および印鑑登録証明書を取得できる端末を導入します。

問合せ／町民課 戸籍年金担当
☎74-9644

地域福祉の充実

福祉牛乳給付事業 6,939万円

健康の増進と福祉の向上のため、対象者へ毎週5個の牛乳を配付しており、牛乳を身近な地域で受け取れるよう、町内12カ所に配布場所を設けています。

〈対象者〉

満70歳以上の高齢者、障がい者（児）、ひとり親家庭、妊産婦、幼児、生活保護受給者

本事業は、ふるさと応援基金を活用していません。

問合せ／福祉課 社会・障がい福祉担当
☎ 74-9641

高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券交付事業 1,347万円

満70歳以上の高齢者および障がい者（児）の社会参加の増進と福祉の向上のため、バス・ハイヤー共通利用券を交付します。（所得制限あり）

また、受給者本人確認のため、写真付き登録者証を併せて交付します。

〈限度額〉 年額2万円

〈申請受付〉 毎年6月から

本事業は、ふるさと応援基金を活用していません。

問合せ／福祉課 社会・障がい福祉担当
☎ 74-9641

福祉入浴券給付事業 707万円

福祉の増進のため、65歳以上の高齢者および障がい者（児）へ入浴券を給付します。

〈給付枚数〉 1人につき年間6枚

〈申請受付〉 毎年4月から

本事業は、ふるさと応援基金を活用していません。

問合せ／福祉課 社会・障がい福祉担当
☎ 74-9641



※写真はイメージです。

障害児通所支援利用者負担額助成事業 200万円

障がい児などを持つ子育て世帯の経済的負担などの軽減を図ることを目的として、障害児通所支援の利用者負担額を助成します。

〈対象者〉

町長から受給者証の交付を受けた障害児通所支援を利用する児童の保護者

本事業は、子ども・子育て応援基金を活用していません。

問合せ／福祉課 社会・障がい福祉担当
☎ 74-9641

通院等乗合ハイヤー事業 72万円

路線バスが運行していない地区に居住する方のうち、65歳以上の高齢者の方または障がい者手帳などの交付を受けている方で、通院や買い物に行く際に家族の方などから送迎の支援を受けることができない方を対象に、通院等乗合ハイヤーを運行します。

※利用するためには、一定の要件を満たす必要があります。

問合せ／防災・基地対策課 車両管理担当
☎ 79-5201

医療体制の充実

町立別海病院医療機器整備事業 1億1,993万円

耐用年数経過や保証期間満了に伴う機器の更新を行います。

また、さまざまな患者さんに対応する高度な医療を提供するため、新たな医療機器を購入します。

〈新規導入予定機器〉

デジタル肛門鏡

〈更新予定機器〉

全身用マルチスライスCT装置、腹腔鏡システム、ベッド型マッサージ器 など

本事業は特定防衛施設周辺整備調整交付金及び北方領土隣接地域振興等補助金を活用しています。

問合せ／町立別海病院 事務課 総務担当
☎ 75-2311

高齢者施策の充実

介護職員確保対策事業 1,657万円

介護人材の育成と確保のための取り組みを行います。

■介護職員初任者研修支援

別海町社会福祉協議会と「介護職員初任者研修」を開催し、受講料の一部を町が負担します。

■介護職員確保対策支援

各事業所が人材を確保するために行う専門学校等への訪問や企業説明会への参加、就業者の資格取得時の旅費や受講料、求人広告掲載に係る経費の一部を助成します。

また、事業所に勤務する常勤雇用の介護従事者（正職員）に対し、国で行っている処遇改善（介護職員などの賃金施策）とは別に、「本町独自の処遇改善」を実施します。

■介護従事者就業支援

平成31年4月1日以降に民間の介護保険事業所に、常勤雇用の介護従事者として勤務する有資格者、学卒者または復職者へ、継続して1年間勤務することに最大3年間、就労継続金を交付します。また、令和5年4月1日以降に入国または転入し、常勤雇用として事業所に就職し、6か月間継続して勤務した外国人介護人材へ、就労支援支度金を交付します。

■介護福祉士修学生奨学金の支給

介護福祉士に必要な技能および知識を取得できる大学や専門学校等に修学する方を対象に奨学金を支給します。

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／介護支援課

高齢者福祉担当
☎74-9643

新規

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 ケアハウス整備事業 1,505万円

- ・居室およびホールなど床改修工事
- ・非常用放送設備入替工事
- ・居室ベット入替え

本事業は特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています。

ケアハウス整備事業 1,470万円

- ・ホールおよび食堂など冷房設備設置工事

施設開設から25年が経過しているため、施設および設備などの延命化を図り、入居者が健康で明るい生活を安心して送れるよう環境を整えます。

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／介護支援課

高齢者福祉担当
☎74-9643



※写真はイメージです。

介護・障がい福祉サービス事業所 物価高騰対策支援事業 1,430万円

新型コロナウイルス感染症は、五類感染症に移行しましたが、依然として物価の高騰が続いています。

介護・障がい福祉サービスを提供する事業所は、訪問や送迎などの車両燃料費、施設運営に関わる灯油および電気料等の高騰に伴い、運営に必要な不可欠な経費が増加しています。事業所に対し、その負担を軽減する支援を行い、安定したサービス体制の維持を図ります。

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／介護支援課

高齢者福祉担当
☎74-9643

新規

社会福祉施設等円滑化対策事業

3,158万円

町内で補助対象となる介護保険事業所を運営する民間事業者が、次の内容などにより金融機関などから借入をした場合で、経営が悪化などとなった際に、運営が軌道に乗るよう支援を行い、町民への介護サービスの提供が安定化するよう補助金を交付します。

- ・新規の対象事業等における建設費、整備費、改修費及び運営に係る経費
 - ・既存の対象事業等における運営に係る経費
- 年間1,000万円以内

本事業は、ふるさと応援基金を活用しています。

問合せ／介護支援課

高齢者福祉担当
☎74-9643

長寿90歳 おめでとう

※承諾された方の
み氏名を掲載し
ています。

町内在住で90歳を迎える方を祝う「別海町長寿賞」
が次の方に贈られました。

- ・西條八重子さん(別海)・長谷川よし子さん(上春別)
- ・佐々木茂成さん(中春別)・鈴木 澄男さん(別海)
- ・田保 直子さん(別海)・古道谷 勝美さん(豊原)
- ・津田 孝子さん(尾岱沼)・多賀富久代さん(上春別)
- ・島田千枝子さん(西春別駅前)
- ・相澤 孝子さん(西春別駅前)
- ・上畑 悦子さん(西春別駅前)

小学校新1年生への贈り物

3/6・3/11

別海町商工会
女性部から、町
内の新入学児童が安全に学校に
通えるよう、昭和54年から毎年
続けられている手編みの「愛の
鈴」が寄贈されました。

また、有限会社別海印刷か
ら、新入学児童への贈り物とし
て、「べつかい帳(じがくちょう)」
が寄贈されました。



長年にわたる貢献に感謝



3/29

3月31日をもって根室北部消防事務
組合別海消防団を定年退団される中村
清一 第2分団長と坂脇 堅一 第5分団長に対し、町長
から感謝状が贈られました。

中村さんは44年間、坂脇さんは46年間の永きにわ
たり消防団活動に尽力され、本町の消防行政の発展に
多大な貢献をされました。

消防庁長官表彰を受章

3/21

長年にわ
たり消防団
活動を通じて、地域住民
の生命・身体・財産を守
るとともに、防火思想の
普及に努め、消防団幹部
として団員の指導育成な
ど消防体制の強化に努め
たことが消防庁長官に認
められ、この度、別海消
防団 団本部 副団長 金子
勝 氏が総務省消防庁長
官から永年勤続功労章を受章されました。



別海町酪農研修牧場 修了式・入所式

4/1

酪農研修牧場の修了式と入所式が役場庁舎で行われました。
3年の研修を終えて新規就農する方々に修了証書が、第28
期生として研修をスタートする方々に入所許可証書が浦山 代表取締役社長
(副町長) から渡されました。修了者は、研修での感謝と就農への意気込み
を語り、入所者は夢の実現に向け決意を述べました。



特旨叙位の伝達を行いました

3/18

特旨叙位（令和6年1月4日発令）で故羽石一郎さんが「従六位」に叙され、町長からご遺族へ伝達が行われました。

故羽石一郎さんは、別海町議会議員として昭和50年から平成15年まで7期28年の永きにわたり在職し、地方自治の進展に貢献されました。



お米の寄付を頂きました



4/12

別海高校の第96回選抜高等学校野球大会出場にあたり株式会社サッポロライオンおよび株式会社北海道サッポロライオン様から、別海高校の生徒たちにお米を寄付いただきました。生徒たちの食育のために活用させていただきます。

別海高校野球部表敬訪問

4/1

第96回選抜高等学校野球大会に出場した別海高校野球部が大会結果を報告するために町長と副町長を表敬訪問しました。

町長と副町長からは、今後のさらなる活躍に向けて激励の言葉が贈られました。



別海町スケート協会表敬訪問について



4/11

別海町スケート協会 会長 楠瀬 功氏と、別海町出身で世界で活躍中の新濱 立也 選手、森重 航 選手、野々村 太陽 選手の3名が町長、副町長、教育長へ表敬訪問を行いました。各選手から、来年度以降の意気込みなどが語られました。

第48回 いい歯の子表彰

3/22

町内に住む3歳児でむし歯のないお子さんを表彰する『いい歯の子表彰式』を行いました。

今回は令和5年10月から令和6年3月までに3歳児健診を受けた子の中から62名のお子さんが表彰されました。

【いい歯の子たち】

(敬称略 希望者のみ掲載)

會田 光牙	相場 春輝	青山 鈴	東 奈那美	我妻 智幸	安部 瑛太	安部 菜月	阿部 莉子
岩光 陸杜	上野 航	内田 大翔	浦山 朝陽	浦山 流惺	江口 将永	大滝 庵	大橋 湊
岡部 泰河	音川 士騎	柿本 百花	加藤 羅皇	金谷 詩季	河田 花凜	上林 冬歩	木下 飛来
清実あかり	桐島 りく	工藤 美結	小林 正宗	坂井乃々華	阪口 生織	坂野下恵菜	佐藤 未凰
更科 遥太	鈴木 陽太	関根 康介	瀬戸 敢太	竹田 一惺	武田 橙弥	丹 いち花	丹治 滯里
寺崎 広隼	中西 啓人	中洞 楓	新井田栞椰	西丸奈乃葉	丹羽 紬	猫塚 陽葵	芳賀 千彰
林 蒼太	羽山 結羽	藤田 陽大	藤本 美玲	松井 奏都	皆川 優那	皆川蓮太郎	南口 陽太
武藤 要	宗像ひかり	森田 心春	山口 維永	山田 天陽	渡辺 湊斗		



北海道子どもかるた大会優勝報告

3/8

2月18日に札幌市で開催された第27回北海道子どもかるた大会において、本町から出場した中学生チームが全道優勝を勝ち取り、町長と教育長を表敬訪問しました。

出場した選手たちからは、コロナ禍で満足に活動ができなかった時期を経ての、優勝のうれしさと今後の意気込みについて報告がありました。

■大会結果

中学生の部 優勝 竜神の紅翼(尾岱沼下の句カルタ少年団)
小学生の部 2回戦進出 竜神の翔(尾岱沼下の句カルタ少年団)



総務課から

令和7年度 根室管内町職員採用資格試験(上級職)のお知らせ

令和7年度の根室管内町職員採用資格試験(上級職)が、下記の日程で行われます。

採用予定人数や各町の募集する職種などの詳細については、町のホームページを確認するか、各町または根室町村会にお問い合わせください。

■受験資格

- 平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
- 学校教育法による4年制大学もしくはこれに準ずる学校を卒業(見込み)した方

※短大、高校(専門学校を含む)を卒業(見込み)した方は、初級職区分となるため本試験を受験することができません。(初級職の募集は7月上旬を予定)

■試験方法 教養試験、事務適性検査、論文試験

■試験期日 7月14日(日) 午前9時35分から

■会場 札幌市、中標津町

■受付期間 5月1日(水)から6月7日(金)

■受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

■申込み 応募先の町役場へ指定の申込用紙を提出してください。
※郵送の場合は、6月7日(金)までの消印のあるものに限りま。

■問合せ

- 各町役場総務課
- 別海町 ☎0153-75-2111
- 中標津町 ☎0153-73-3111
- 標津町 ☎0153-82-2131
- 羅臼町 ☎0153-87-2111
- 根室町村会 ☎0153-22-2369

問合せ/人事厚生担当 ☎75-2111



総合政策課から

べつかい協働のまちづくり補助金(公募型)

令和5年度 採択事業実績報告

令和5年度にお申し込みがあった事業が完了しましたのでお知らせします。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■別海町に熱気球をあげようプロジェクト

(べつかいに熱気球をあげる会 会長 木嶋 宏之)

- 補助区分 地域づくり補助金(8割補助・上限50万円)
- 事業費 1,182,868円
- 補助額 500,000円

■みんなの食堂まーる開催事業

(別海だんらんの会「大きな木」 会長 斉藤 生麻)

- 補助区分 地域づくり補助金(8割補助・上限50万円)
- 事業費 856,109円
- 補助額 490,000円

問合せ/人口戦略担当 ☎74-9504



令和5年度

特定防衛施設周辺整備調整交付金および再編関連訓練移転等交付金について

防衛施設（矢臼別演習場）の設置または運用により生じている影響の軽減などを図るため、国（防衛省）から特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付されています。

また、令和5年度は、在日米軍の再編に伴い負担が増加する自治体を対象に交付される、再編関連訓練移転等交付金が交付されています。

本町では、これらの交付金を活用して公共用施設の整備など、さまざまな事業を実施しています。

令和5年度は、特定防衛施設周辺整備調整交付金として395,464千円、再編関連訓練移転等交付金として47,040千円が交付され、次の事業を実施しました。

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】

(単位:円)

事業名	内容	事業費	国の支出額	町の支出額
町道別海宮舞町北環状西線改良舗装事業	改良舗装工事 L=110.06m W=4.0m	23,115,900	22,000,000	1,115,900
町道別海川上町南1条通線改良舗装事業	改良舗装工事 L=160.93m W=4.0m	31,888,400	30,000,000	1,888,400
町道別海商工団地中央通線改良舗装事業	改良舗装工事 L=200.33m W=5.5m	54,641,800	51,000,000	3,641,800
町道西春別駅前3丁目通線改良事業	実施設計	12,089,000	11,700,000	389,000
消防車両更新事業	広報車 1台	16,500,000	15,700,000	800,000
上西春別保育園改修事業	内外部改修工事	28,798,000	27,300,000	1,498,000
西春別ケアセンター改修事業	・内外部改修工事 ・厨房機器 一式	114,549,600	108,000,000	6,549,600
西春別ファミリースポーツハウス外部等改修事業	内外部改修工事	43,626,000	42,000,000	1,626,000
学校図書購入事業	・小学校児童用図書 ・中学校生徒用図書	5,148,116	4,764,000	384,116
老人保健施設改修等事業	・高圧受変電設備改修工事 ・電動ベッド 21台	19,872,600	19,000,000	872,600
地域医療体制維持確保事業	基金造成	64,000,000	64,000,000	0
合計		414,229,416	395,464,000	18,765,416

また、この交付金を活用して設置した基金で次の事業を実施しました。

(単位:円)

事業名	内容	事業費	基金処分量	町の支出額
子ども医療費助成事業	中学生以下の子どもの医療費の自己負担分を助成	40,447,575	32,023,898	8,423,677
地域医療体制維持確保事業	町立別海病院医師給与への充当	212,448,872	100,000,000	112,448,872
合計		252,896,447	132,023,898	120,872,549

【再編関連訓練移転等交付金】

(単位:円)

事業名	内容	事業費	国の支出額	町の支出額
鉄道記念館改修工事業	内外部改修工事	24,640,000	23,500,000	1,140,000
別海保育園改修工事業	内外部改修工事	19,254,000	18,340,000	914,000
老人保健施設厨房機器等更新事業	・厨房機器 一式 ・福祉用具 一式	5,512,900	5,200,000	312,900
合計		49,406,900	47,040,000	2,366,900



広報車



電動ベッド



道路着工前



西春別ケアセンター
(厨房機器)



西春別ファミリースポーツハウス



別海保育園



道路(完成)



鉄道記念館

問合せ/防衛担当 ☎74-9640

別海町防災行政無線の 放送内容確認再聴ダイヤル



町では、防災行政無線で流れた放送内容を確認するための再聴ダイヤルを設置しています。

放送内容を聞き漏らした時や、もう一度お聞きになりたい時にご利用ください。

防災行政無線放送内容確認再聴
ダイヤル ☎ 0153-75-3500

※フリーダイヤルではありません。
通常の通話料がかかります。

問合せ／防災担当 ☎74-9506

令和5年度分 町税の徴収の強化について

本町では、法令などにのっとり、納期内納税を原則としています。

「催告に応じない」「滞納したまま納税相談がない」「誓約を守らない」などの滞納者に対しては、納期内納税している方との税負担の公平性を確保するため、預貯金、給与、生命保険などの財産調査や差し押さえを随時執行しています。

また、6月より順次新年度課税が始まることから、令和5年度分町税滞納者に対して4月に催告書を一齐送付しました。常習滞納者を一人でも減らすため、上記調査と滞納処分をより積極的に執行しますので、ご承知ください。

なお、生活状況を聞き取った上で納付が困難な事情があると判断された場合については、分割納付や徴収の猶予などを認めることもできますので、放置せずに必ず下記担当までご相談ください。

問合せ／収納対策担当 ☎74-9258

令和5年度の 債権調査と差押件数

- 債権の調査 1,620件
- 債権の差押 49件
(令和6年3月末現在)

税関係の各種証明書の申請について 代理人の場合は「委任状」が必要となります

新年度となり、税に関係する各種証明書が必要となることが多くなりますが、各種証明書の交付申請に当たっては、本人申請が原則ですので「本人確認」ができる、マイナンバーカード、運転免許証、保険証などをご持参ください。

また、代理人が申請する場合は、必ず「委任状」と「代理人の本人確認」ができるものをご持参ください。

本人確認および委任の事実が確認できない場合は、証明書を交付できませんので、ご注意願います。

なお、令和6年度(令和5年分)町・道民税所得・課税証明書の交付は、6月10日(月)ごろとなります。

申請書様式は、役場税務課・各支所の窓口にあります。また、町ホームページからのダウンロードが可能です。
問合せ／課税担当 ☎74-9256、74-9257

<委任状の記載例>

私は、別海花子(昭和 年 月 日生)
【代理人氏名、生年月日】に△△△証明書
(所得証明書など)の交付申請・受領につ
いての権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者
住 所 野付郡別海町〇〇 番地
氏 名 別 海 太 郎 ㊟
生年月日 年 月 日生

元気未来っ子 1歳6カ月児

()内は保護者名
※希望された方を掲載しています。



久保茉莉華さん
(拓己)



天神 瑠基さん
(一磨)



日吉萌奈美さん
(良之)



中添 育斗さん
(浩晴)



大塚 鈴さん
(優磨)



尾上 結南さん
(一貴)

地域おこし協力隊が着任しました



総合政策課 **くさま じゆんこ**
草間 淳子

皆さま、初めまして！地域おこし協力隊として4月1日に着任いたしました草間淳子と申します。愛知県から

やってまいりました。

20代の頃、バイクや車で北海道一周をした時からいつか住んでみたい！という思いが、この度ご縁をいただき別海町で実現いたしました。

まだ野付半島しか訪れていませんが、自然好きには堪らない、言葉を失うほどの素晴らしい場所ですね！

この魅力溢れる町に多くの方々に訪れていただき、できるだけ長く滞在していただけるよう、RVパークやゲストハウスなどの整備に励みたいと思います！酪農にも非常に興味がございます。

まずは別海町について学ぶため、あちこち出没いたしますので色々ご教授ください！

皆さんどうぞよろしくお願いたします。



総合政策課 **いりかわ あきゆき**
入川 暁之

皆さん、いかがお過ごしですか？地域おこし協力隊の入川暁之です。海洋生態学が専門で、4月から別海町の

ゼロカーボン対策をお手伝いすることになりました。

そうです！「二酸化炭素、減らせ減らせー」という、あのちょっとコむずかしいミッションです。とっってもめんどくさい話ではありますが、酪農にも、水産にも、深〜く関わる問題ですので、10年後も別海町の産業が発展できるよう、町民の皆さんのご指導をいただきながら取り組んでいこうと思います。

ところで、別海町からはいったいどのくらいの温暖化ガスが出ているのでしょうか。どれくらいの温暖化ガスを、別海町の自然は吸収してくれるのでしょうか。実は、その2つを明らかにし、両者のつり合いがとれるようになったら、このミッションは完了なのです！

とはいえ、かなり厳しいミッションになることは避けられません。ゴールにたどりつくためには、酪農家の皆さんや水産業に携わる皆さんの知恵が必要です。家事を仕切る方々の協力が必要です。次世代を担う児童生徒の皆さんのアイデアが必要です。ヘンなおじさんが皆さんをお訪ねして電気代や灯油の使用量をお聞きする場面も必要になりそうです。

最も厄介な地球沸騰化の問題。皆さんと一緒に挑めるなら光栄というものです。どうぞよしなに、よろしくお願いたします。



郷土資料館 **おおたに よしひこ**
大谷 義彦

別海町の皆さん初めまして！

3月11日に着任しました、広島県出身の大谷義彦と申

します。

実は10年ほど前に隣町の標茶町に住んでいた経験がありまして、その後関西、九州を経てサーモンのように再び北海道へ遡上して帰ってまいりました。

当時と比べると脂ものり、相応の見た目となってしまいましたが、新鮮な気持ちで一から町のことを学び、貢献していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

別海町の自然や文化財など発信していくアカウントをぜひフォローしてください!!

奥行日や鉄道、駅通所関係を発信するアカウントも今後準備していきますので、こちらもよろしくお願いたします。



@ohtani_betsukai

令和6年度 別海消防団総合訓練大会

5月19日(日)午前10時から別海消防署前で別海消防団総合訓練大会を開催します。別海町内の消防団員が日ごろの訓練成果を発揮するため、消防車を使用して火災現場を想定した標的を放水にて倒すまでの訓練を競技形式で行い、迅速、的確さを審査します。

消防団員の勇姿をご覧くださいませるので、皆さんのご来場お待ちしております。また、大会開始に合わせて、別海消防庁舎のサイレンを午前10時に吹鳴しますので火災と間違わないようお願いします。

問合せ／訓練係 ☎75-0366



林野火災予防運動

5月1日(水)から31日(金)まで「林野火災予防運動」を実施します。この季節は空気が乾燥し、風の強い日も多く、油断すると短時間に燃え広がる危険性がありますので、入林される際は、火気の取扱いに十分注意し、たばこの投げ捨てなどは絶対にやめましょう。

また、これからの時季は、ごみ焼きを原因とする火災が多く見受けられます。安易に敷地内や空き地でごみを燃やすことが火災を引き起こす原因となりますので、町のルールに沿ってごみの処理を行ってください。

問合せ／予防係 ☎75-2200

住宅防火について学びませんか？

別海消防署では、ご家庭に潜む火災危険、住宅用火災警報器や消火器のことなど、住宅内における防火について学んでいただけるよう、町民の皆さんを対象とした「防火講習会」を開催する団体を募集しています。

大切な家族や財産を火災から守るため、防火講習会を受講して、いま一度ご自宅の防火について考えてみませんか？

【募集要項】

- 開催単位** 町内会、地域の集まり、企業など、別海町内の5名以上のグループであれば開催可能
- 講習内容** 住宅防火について「火災から家族や財産を守るために」
- 講習時間** 約1時間から1時間30分
- 講習場所**
 - ・別海消防署 本署(別海)、東出張所(尾岱沼)、西出張所(西春別駅前)
 - ・指定の会場(地域会館、会社など)
- 申し込み** 町ホームページ(<https://betsukai.jp/>)内消防ページまたはお電話(☎75-2200)にてご確認ください。
※開催予定日の2週間前までにお申し込みください。

問合せ／予防係 ☎75-2200



心筋梗塞について

突然生じた胸の痛みが続く場合は心筋梗塞の可能性があります。呼吸苦や冷汗を伴い、痛みの広がり具合から胃や肩の病気と間違ふことがありますので、これまでに感じたことのないような胸の痛みが生じた場合には救急車の要請、医療機関の受診を早期に行ってください。

救急係 ☎75-0366



犬の登録および狂犬病予防注射 巡回実施のお知らせ

犬を飼われているみなさんへ

狂犬病予防法により、犬の所有者は、狂犬病の予防注射を年1回受けさせることが義務付けられており、受けさせなかった場合は、20万円以下の罰金に処するとされています。

本年は、下記の日程で犬の登録手続と狂犬病予防注射の巡回を実施しますので、犬を飼っている方は代金を持参の上、最寄りの会場で予防注射を受けてください。犬の登録をしていない方は、登録料金も必要となります。

なお、ワクチンだけを渡すことはできませんので、必ず飼い犬を連れてきてください。

狂犬病予防注射は、今回の巡回実施のほか、動物病院でも受けることができます。

狂犬病予防
注射代金 1頭につき
3,240円

登録料 1頭につき
3,000円

※登録済みの場合は、必要ありません。

令和6年度巡回行程

●5月26日(日)

Aコース		
①	9:30~9:40	黄金会館前
②	9:50~10:00	大麻青年会館前
③	10:15~10:25	本別会館前
④	10:45~10:55	光進会館前
⑤	11:05~11:15	泉川会館前
⑥	11:25~11:35	西春別風連会館前
⑦	11:55~12:05	大成地域センター前
⑧	13:20~13:30	福島会館前
⑨	13:35~13:45	栄進会館前
⑩	14:00~14:10	福富会館前
⑪	14:25~14:35	恩根内会館前
⑫	14:40~14:50	上西別会館前

Bコース		
①	9:30~9:40	東矢白別会館前
②	9:50~10:00	北矢白別会館前
③	10:20~10:30	開南会館前
④	10:40~10:50	上風連絡事務所前
⑤	10:55~11:05	上風連東部会館前
⑥	11:15~11:25	奥行会館前
⑦	11:45~11:55	昭和会館前
⑧	13:25~13:40	豊原会館前
⑨	14:00~14:15	美原会館前
⑩	14:30~14:40	平成会館前
⑪	14:50~15:00	菊水会館前

●6月9日(日)

Cコース		
①	9:30~10:00	西春別支所前
②	10:10~10:20	西春別本久町内会館前
③	10:25~10:35	西春別町内会館前
④	10:50~11:00	上春別地域センター前
⑤	11:15~11:25	中西別ふれあいセンター前
⑥	11:40~11:55	別海第2旭町内会館前
⑦	13:05~13:25	別海町役場駐車場
⑧	13:30~13:45	別海労働会館前

Dコース		
①	9:30~9:55	町民憩いの森公園駐車場
②	10:00~10:20	別海川上町公園
③	10:45~10:55	走古丹地域防災センター前
④	11:05~11:15	本別海地域センター前
⑤	11:25~11:35	床丹福祉館前
⑥	11:45~11:55	春別会館前
⑦	13:05~13:15	尾岱沼支所前駐車場
⑧	13:20~13:30	東公民館前
⑨	13:50~14:00	中春別福祉館前
⑩	14:05~14:15	J A 中春別前



※多少天候が悪くても実施しますので、時間厳守でお集まりください。

※犬の健康状態によっては、予防注射をできない場合もあります。

※犬をしっかりコントロールできる人が連れてきてください。

問合せ/環境保全・鳥獣対策担当 ☎74-9648

春の一齐清掃を実施します

実施日

5月12日 日

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいにする春の一齐清掃を実施します。地域・町内会で計画を立て、皆さんでごみを拾いましょう。

なお、地域・町内会によって実施日が違う場合がありますので、町内会に確認の上、ご参加ください。

一齐清掃に参加するときのお願い

回収するごみ	もえるごみ	紙類、繊維類、食物類、皮革類	
	もえないごみ	もえるごみ、ペットボトル、かん以外のもの ※弁当殻・プラ製容器包装も対象になります。	
	ペットボトル	ペットボトル	
	かん	かん	

- 町指定のごみ袋か、透明または半透明の袋を使用してください。
ごみの収集袋として肥料袋は使用しないでください。
- 廃タイヤ、廃家電など、不法投棄されたものは、収集せずに下記担当までご連絡ください。現地確認の上、町で対応します。
- 家庭や町内会から出たごみの持ち込みは、絶対にしないでください。

上記で分別してください。

※一齐清掃では、通常の18分別は行いません。

問合せ／環境保全・鳥獣対策担当 ☎74-9648

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ



6月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、野付半島、上春別、上風連、奥行です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日まで**に、お申し込みください。

し尿のくみ取りはあらかじめ計画を立てて実施しているため、災害時などを除き、急なお申し込みはすぐに対応できない場合があります。し尿処理の業務に影響が生じますので、必ず期限までのお申し込みをお願いします。

町ホームページ 検索キーワード し尿処理証紙 🔍 検索

問合せ／町民生活担当 ☎74-9647

【くみ取り申込先】

役場生活環境課窓口 ☎74-9647
西春別支所 ☎77-2131
尾岱沼支所 ☎86-2166
上春別連絡事務所 ☎75-6011
上風連連絡事務所 ☎75-7326



@betsukai

【別海町LINE公式アカウントからも、お申し込みができます】

【定期くみ取りのお申し込みができます】

2カ月に1回、半年に1回など、定期的なくみ取りを申し込むことができますので、上記のくみ取り申込先にお問い合わせください。

未使用し尿処理証紙の還付について

令和4年6月1日から、し尿処理証紙（以下「証紙」という。）が廃止となり、納入通知書による徴収に変更となりました。

お手元に残った未使用の証紙は、口座振替により返金しますので、未使用証紙をお持ちの場合は、お手数ですが返金手続きをお願いします。

なお、証紙の廃止に関する詳細は、町ホームページをご確認ください。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■未使用証紙の返金手続方法

● 受付期間 令和9年5月31日まで

● 必要書類など

- (1) 収入証紙代金還付請求書 1部
※町ホームページからダウンロードできます。
- (2) 未使用のし尿処理証紙
- (3) 印鑑（シャチハタ不可）

● 提出方法

収入証紙代金還付請求書に必要事項を記入し、未使用証紙と一緒に提出先へ持参してください。

半分のみ証紙や、汚れ・破れが酷い証紙は返金対象外となりますのでご注意ください。

なお、証紙は金券につき、郵送での提出はできません。

● 提出先

役場生活環境課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ／町民生活担当 ☎74-9647

し尿処理手数料 口座振替開始のお知らせ

令和6年度から、し尿や浄化槽汚泥などのくみ取りに係る手数料の口座振替による徴収を開始しましたので、口座振替による納付を希望される方は、右記取扱金融機関でお申し込みをお願いします。

なお、手続きから、口座振替の開始まで一定時間の準備が必要となりますので、お申し込みいただいた翌月以降にくみ取りをした手数料から口座振替を開始します。

本件に関して不明な点がある場合は、右記担当までご連絡ください。

1 取扱金融機関

- 大地みらい信用金庫
- 全国のゆうちょ銀行
- 別海漁業協同組合
- 野付漁業協同組合
- 道東あさひ農業協同組合
- 中春別農業協同組合
- 計根別農業協同組合

2 口座振替日

大地みらい信用金庫、ゆうちょ銀行は毎月23日、その他の取扱金融機関は毎月25日となります。

振替日が土日祝祭日で休業の場合は、次回営業日が振替日となります。

問合せ／町民生活担当 ☎74-9647

町立公園開園のお知らせ

5月1日(水)から、町民憩の森公園、鉄道記念公園、中西別公園、尾岱沼みなと公園、本別海公園、風蓮湖畔公園を開園します。

問合せ／環境保全・鳥獣対策担当 ☎74-9648



国民健康保険担当 からのお知らせ

退職や就職などで職場の健康保険資格を脱退・加入した方は届け出が必要です。

退職や就職などによる国民健康保険（国保）の切り替え（加入や脱退）は自動的に行われなため、ご自身で届け出る必要があります。会社を退職して保険証を返却した後、国保に加入する届け出をせずに無保険状態になったり、国保に加入していた方が就職で職場の健康保険に加入した際に、国保を脱退する届け出を失念していたということが、この時期に起こりがちです。心当たりがある方は、下記のQ&Aをご参照の上、お早めに届け出をお願いします。

よくあるお問い合わせ

Q退職し職場の健康保険の資格を喪失しましたが、どうしたらいいですか？

A退職後すぐに再就職し、切れ目なく社会保険などに加入する場合を除き、国民健康保険の加入の届け出が必要です。

【国保に加入する場合】

■手続きに必要なもの

社会保険の資格喪失証明書または離職票など（退職日が確認できる証明書）、印鑑、マイナンバーカード（通知書可）、本人確認ができる証明書

※加入の届け出が遅れると、加入の資格を得た月までさかのぼって資格を取得し、国保税を納めることとなります。

Q国保に加入していましたが、就職して社会保険に加入しました。届け出は必要ですか？

A国保の資格喪失の届け出が必要です。届け出がないと、重複加入となり、国保税と社会保険料の両方が請求されることとなります。

Q短期間、職場の健康保険に加入することになりました。国保脱退の届け出は必要ですか？

A短期間でも、職場の健康保険に加入する場合は、届け出が必要です。届け出がないと重複加入となり、国保税と社会保険料の両方が請求されることとなります。

【国保を脱退する場合】

■手続きに必要なもの

社会保険の資格取得証明書または職場から交付された健康保険証、印鑑、マイナンバーカード（通知書）、本人確認ができる証明書

※脱退の届け出が遅れると

国保資格がなくなった後に国保の保険証を使って医療機関を受診した場合は、国保が負担した分の医療費を返還する必要があります。

※職場の健康保険加入による国保脱退の手続きについては、郵送での手続きも受け付けていますので、ご希望の方は、下記担当までお問い合わせください。

問合せ／国民健康保険担当 ☎74-9645

後期高齢者医療制度の
お知らせ

保険料率の見直しについて



■保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

- 均等割
(被保険者が等しく負担)

令和4・5年度
(年間) 51,892円



令和6・7年度
(年間) **52,953円** (1,061円増)

- 所得割
(被保険者の所得に応じて負担)

令和4・5年度
(年間) 10.98%



令和6・7年度
(年間) **11.79%** (0.81ポイント増)

※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を**10.92%**として算定します。

- 賦課限度額
(1年間の保険料の上限額)

令和4・5年度
(年間) 66万円



令和6・7年度
(年間) **80万円※** (14万円増)

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を**73万円**とします。

■保険料率に関する制度改正があります

- すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的として、制度改正が行われました。
- この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さんに負担いただく保険料は増加することとなりました。

制度改正の内容

- 現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。
- 子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

■均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和5年度】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
$43万円 + (29万円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	5割軽減
$43万円 + (53万5千円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	2割軽減



【令和6年度から】

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
$43万円 + (29万5千円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	5割軽減
$43万円 + (54万5千円 \times \text{世帯の被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	2割軽減

■保険料の計算方法（令和6年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

$$\begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{【1人当たり保険料】} \\ \text{52,953円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(令和5年中の所得－最大43万円) × 11.79\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額80万円】} \\ \text{(100円未満切捨)} \end{array}$$

- 1年間の保険料の上限額は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります

- 「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- 令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

令和6年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■保険料の軽減について（令和6年度）

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	15,885円	約318円増
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	26,476円	約530円増
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	42,362円	約849円増

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(52,953円→26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601

町民課 後期高齢者・医療給付担当 ☎74-9646



支えあう 住みよい社会 地域から



お元気ですか、
わたしたち **民生委員児童委員** は、
あなたの一番 **身近な相談員** です。

みなさんの暮らしを応援するため、
国から委嘱されて活動しています。
専門家ではありませんが、
子どもや家庭のこと、地域のことなどを
みなさんと一緒に考え
サポートしています。

ひとり暮らしの高齢者や
子育て家庭など、地域の
住民を訪問し、日常生活
での困りごとなどについて、
相談にのります。



地域の課題や住民支援に
協力して取り組むため、
行政機関や関係者と定期的
に打合せを行います。

子どもにとって地域の
身近なおじさん、
おばさんとなり、時
には悩みごとの相談
にものります。

消防団や自主防災組織など
と協力し、災害に備えた
まちの危険箇所の点検
や避難訓練などに協力し
ています。

わたしたちの役割は **みつける・つなぐ・みまもる** です。
住民の **身近な相談相手** として、**関係機関へのつなぎ役** や、
地域の見守り役 として、さまざまな活動をしています。



民生委員児童委員とは

民生委員児童委員は、地域住民のなかから選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって、住民の見守りや相談活動を行います。(担当区域をもって活動します)

- 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市(区)町村ごとに人数が定められています。
- 任期は3年で、再任も可能です。
- 無給のボランティアとして活動しています。(活動に必要な電話代・交通費などに充てる実費代償費の支弁があります。)

主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生児童委員です。(担当区域はもちません)

- 児童福祉関係機関と区域担当民生委員児童委員との連絡役となって、協力して活動を行います。

こんなときは民生委員児童委員へ

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること (ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること (デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他

家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること ● その他

その他の困りごと

- 心身の疾病や生涯に関する相談 など

暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること (職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること ● その他

育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること ● その他

問合せ／社会・障がい福祉担当 ☎74-9641

住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰 対応重点支援給付金の申請はお済ですか

食料品価格などの物価高騰の影響を踏まえ
住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯あたり
10万円の給付金を支給します。

支給手続きの期限は、令和6年5月31日までです。確認書の返送、申請がお済でない方は、早めの提出をお願いします。

※すでに給付金（10万円）を受給した世帯は、再度受給することはできません。

■支給対象者

令和5年12月1日現在、別海町の住民基本台帳に記録されている方で、次に該当する世帯の世帯主の方

- ・令和5年度分の住民税が均等割のみ課税者で構成する世帯
- ・令和5年度分の住民税が均等割のみ課税者と非課税者で構成する世帯

住民税均等割のみ課税されている方とは…
町民税均等割3,500円+道民税均等割1,500円
=住民税額5,000円の方

≪支給手続き≫

確認書が届いている世帯については、確認書の提出をしてください。

確認書が届いていない世帯については、申請書などの提出が必要です。

※申請書は各申請窓口と町ホームページで配布しています。

■支給額

1世帯当たり10万円

※本給付金は、差押えおよび課税の対象にはなりません。

■申請窓口

役場福祉課窓口、各支所、各連絡事務所

■支給方法

申請受付後に内容確認を行い、支給申請者（世帯主）の指定する口座に振り込みます。

※各種給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当 ☎74-9641

低所得世帯へのこども加算物価高騰対応 重点支援給付金の申請はお済ですか

食料品価格などの物価高騰の影響を踏まえ
低所得世帯への給付の加算として、対象児童
1人あたり5万円の給付金を支給します。

支給手続きの期限は、令和6年5月31日【新生児の場合は令和6年6月14日】までです。確認書の返送、申請がお済でない方は、早めの提出をお願いします。

※すでにこども加算給付金を受給した世帯は、受給済み対象児童分のこども加算給付金を再度受給することはできません。

■支給対象者

令和5年12月1日時点、別海町の住民基本台帳に記録されている方で、次に該当する世帯の世帯主の方。

A 令和5年度分の住民税が非課税者で構成する世帯

≪支給手続き≫

支給通知書が届いている世帯については、令和6年4月30日に支給しています。

支給通知書に対象児童として記載されていない新生児がいる世帯、支給通知書が届いていない世帯は、申請書などの提出が必要です。

B 令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている世帯

- ・住民税均等割のみ課税者で構成する世帯
- ・住民税均等割のみ課税者と非課税者で構成する世帯

≪支給手続き≫

確認書が届いている世帯については、確認書の提出をしてください。

確認書が届いていない世帯、新生児が生まれた世帯については、申請書などの提出が必要です。

※申請書は、各申請窓口と町ホームページで配布しています。

■支給対象児童

上記支給対象者と基準日（令和5年12月1日）において同一世帯となっている平成17年4月2日生まれ以降の児童。

なお、上記支給対象者と同一世帯の令和5年12月2日から令和6年5月31日までに生まれた児童も対象となります。

※住民票を移していない施設入所児童は対象外です。

■支給額

支給対象児童1人当たり5万円

※本給付金は差押えおよび課税の対象にはなりません。

■申請窓口

役場福祉課窓口、各支所、各連絡事務所

■支給方法

支給申請者（世帯主）の指定する口座に振り込みます。

※各種給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

問合せ／社会・障がい福祉担当 ☎74-9641

高齢者憩いの場活動補助金について

本町では、高齢者や障がいをお持ちの方およびその家族が、気軽に集う事ができる「憩いの場」を運営する団体に対して、補助制度を設けています。

参加者同士で顔の見える関係づくりや相互の交流を図ることで、ひきこもり防止や健康の維持促進などが期待できます。

- 【対象事業】**
- 高齢者や障がいをお持ちの方およびその家族が集まり、仲間作りや交流を行える場を提供する事業
 - 体操やレクリエーションなどを行い、認知症予防などの介護予防活動を行う事業
- 【補助対象者】**
- 町内に活動拠点を置き、主に町内で活動していること
 - 政治活動、宗教活動または営利を目的としないこと
 - 他制度による助成を受けていないこと

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



問合せ／高齢者福祉担当 ☎74-9643

地域包括支援センターから

元気に年を重ねるために 今月のいきいき情報!

基本チェックリストを知っていますか? その1



基本チェックリストとは、65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのものです。全25項目の質問で構成されていますが、全てを掲載できないため、今月から3回に分けて掲載する予定です。今回の掲載から手元に残してチェックしてみましょう。

『今月は1番から12番まで掲載し、来月号に13番から25番まで掲載の予定です。結果や利用可能なサービスの情報については再来月号に掲載の予定です』

番号	下記の質問について「はい」「いいえ」のどちらかに○をつけてください			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	点
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	点
7	椅子に座った状態から何も掴まらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分くらい続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	運動機能3点以上
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	点
12	体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満である	1. はい	0. いいえ	

基本チェックリストの全項目を実施し、心身の機能で低下している部分を早く確認したい方、介護予防のためのサービスを検討されている方は、地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。

■問合せ／☎79-5500 役場1階福祉部内

不良空家等除却費補助金について



町民の皆さんの安全・安心な生活環境を確保するため、倒壊や建材などの飛散のおそれがある、老朽化が著しい不良空家の除却費の一部を補助します。

1 補助金の対象物件

次に掲げる条件を全て満たす不良空家などが対象となります。

- 町内の市街地区に存する不良空家等※1であること
- 空き家となり1年以上経過していること
- 所有権以外の権利が設定されていないこと
- 故意に破損させたと認められるものでないこと
- この補助金以外に、他の建築物の除却に関する補助を受けていないこと

※1 不良空家とは、調査申請受付後に町が行う事前調査で、「不良住宅」と判定された住宅であること。

2 補助対象者の要件

- 補助対象物件の所有者等（共有名義または相続人である場合は、その共有者および相続人全員の同意書を町長に提出することができる者）であること
- 町税を滞納していないこと
- 暴力団員に該当しないこと

3 補助対象となる経費

- 補助の対象となる不良空家等を取り壊す費用（その敷地の門や塀、樹木、家財道具の処分費は対象となりません）

4 補助金額

補助対象物件1戸当たり、次に掲げる額のうちいずれか少ない額

- 除却工事費の4/5以内の額（千円以下は端数切捨て）
- 国土交通大臣が定める除却工事費の1平方メートル当たりの額に除却工事を行った延べ床面積を乗じて得た額の4/5以内の額
- 100万円

5 受付期限

補助金の交付を希望する方は、受付期限までに建築物調査申請書（第1号様式）を提出してください。

- 受付期限 令和6年10月31日まで

※予算額に達した場合は、補助金交付申請を翌年度に持ち越すことがあります。

※補助金の詳細は、町ホームページでもご確認いただけます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問合せ／住宅担当 ☎74-9844



住宅の耐震診断・耐震改修等費用の一部を補助します

1 補助金の対象者・建築物

- 昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅、長屋、共同住宅、店舗併用住宅
- 補強設計、耐震改修工事、解体工事・建替え工事を行う場合にあっては、耐震診断の結果、耐震性能を満たさないと判断されていること
- 町内に住所を有し、対象住宅の所有者またはその2親等以内の親族で、当該住宅に居住する個人であること
- 町に納付すべき町税などを滞納していないこと

2 申込期限（※期限厳守）

- 耐震診断、補強設計、耐震改修工事、解体工事、建替え工事➡令和6年9月13日(金)まで

3 補助金交付額について

- 耐震診断 上限8万9千円 ・補強設計 上限10万円
- 耐震改修工事・解体工事・建て替え工事

工事にかかる費用が、

100万円未満の場合	上限20万円	100万円以上200万円未満の場合	上限30万円
200万円以上300万円未満の場合	上限50万円	300万円を超える場合	上限70万円

耐震改修工事、建替え工事に関しては、所定の技術基準を確保していただく必要がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ／建築担当 ☎74-9843

合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

本町では、海、河川、地下水の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るため、下水道処理区域外にお住まいで、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。

希望される方は、交付条件などをご確認の上、申込書を提出してください。

なお、お申し込みは設置者本人が行ってください。



1 補助金交付条件

■補助対象者

下記全ての条件を満たす必要があります。

- ①下水道がない区域の住宅に合併処理浄化槽を設置する町民の方で、令和7年2月28日までに確実に設置を完了できる方

※新築または増改築に伴う浄化槽の設置、既存住宅への浄化槽の設置や単独浄化槽からの切り替えが対象です。

- ②町税などを滞納していない世帯
- ③過去に本補助金の交付を受けていない世帯
- ④法令に基づき、適正な維持管理をされる方（法定検査・保守点検・清掃など）

※法定検査受検拒否など、適正に維持管理をしていない場合には補助金返還の対象となります。

■補助内容

合併処理浄化槽の設置に要する費用（浄化槽本体工事や付属設備設置工事、放流管の延長20mまでの工事費）に対して、補助を行います。

なお、費用が補助限度額に満たない場合は、実際に要した費用を補助限度額とします。

※すでに設置している単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替える場合に限り、宅内配管の設置に要する費用を、30万円を限度として補助限度額に上乗せします。

■補助限度額

5人槽／120万円 7人槽／144万円
10人槽／177万円

2 提出書類

申込書は、このページをコピーするか、町ホームページからダウンロードしてください。

提出書類②完納証明書と③家屋名寄帳は税務課、④住民票は町民課で取得できます。

- ①合併処理浄化槽設置整備事業申込書
- ②世帯全員分の完納証明書
- ③新築住宅の場合は住宅平面図、既存住宅の場合は家屋名寄帳などの住宅の面積がわかる書類
- ④設置する住宅の世帯全員の住民票

3 申込期限

令和6年5月20日まで

※設置基数上限(15基)に達しない場合は、随時先着順で受付します。

4 その他

本年度町が補助できる基数は15基です。5月20日(月)までの申込みが15基以上の場合は抽選になります。また設置基数に満たない場合は、順次受付を行い15基に達した時点で申込みを終了します。アパートや住宅などは補助金交付対象外です。

令和6年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込書

ふりがな					職業		
氏名	印						
住所	(現住所)					電話番号/FAX	
	(設置先) 野付郡別海町						
該当区分 (○印を記入)	新築による設置	増改築による設置	既存住宅への設置	単独浄化槽の切替	井戸水の使用		
その他の特記事項	工事期間予定						
	(着手) 令和 年 月 ~ (完了) 令和 年 月						
住宅の内容	住宅面積	トイレの数	台所の数	風呂の数			
	m ²	箇所	箇所	箇所			
家族の状況	現在の居住者数	人	将来の予定居住者数	人			
	居住者増減の理由						

提出先・問合せ/事業・維持担当 ☎74-9847

合併処理浄化槽とは

合併処理浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水を、それぞれの家庭できれいにする施設のことです。仕組みは下水道とほぼ同じであり、下水道が無い区域のための処理施設です。

本町では、自然環境への影響が少ない「合併処理浄化槽」の設置に対し、補助制度を設け普及を進めています。

■合併処理浄化槽の設置費用の目安

5人槽	7人槽	10人槽
1,400,000円	1,600,000円	2,100,000円

※左記金額は、各人槽設置にかかる費用の目安です。実際の費用は設置環境などにより異なりますのでご留意下さい。

■合併処理浄化槽の年間維持管理費などの目安

	初年度	2年目以降	維持管理費の内容
5人槽	82,000円	89,000円	検査手数料、保守点検料金、清掃代金、清掃時水道料金、プロア電気代、汚泥くみ取り料、消毒用薬剤料、その他 ※通常使用における平均的な目安ですので、使用状況などによって変動します。また汚泥くみ取り時に業者への立会いを依頼する場合には、左記の金額以外に料金が発生することがあります。
7人槽	92,000円	99,000円	
10人槽	104,000円	112,000円	

問合せ／事業・維持担当 ☎74-9847

令和5年度 定期工事監査結果報告書の公表

地方自治法第199条第1項および第5項の規定により実施した令和5年度定期工事監査の結果報告書を令和6年3月19日に町長へ提出したので公表します。

別海町監査委員 竹中 仁・斉藤 雅美

1 監査の実施期間

令和6年1月24日、30日の2日間

2 監査の対象

令和5年4月1日から令和5年11月30日までに契約した工事101件、業務委託19件、計120件のうちから選定した7件の工事

3 監査の方法

関係法令及び設計図書等に基づき適切に執行されているかを主眼とし、経済性・効率性・有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の提出を求めると共に、所管課職員からの説明聴取により実施した。

4 監査の結果

以上により工事を監査した結果は次のとおりである。

- (1)入札及び契約 入札及び契約は適正に行われ、契約書等の関係書類は完備されていることを確認した。
- (2)工事監理 工事監督員の指示・承諾・協議等は的確に行われており、監理体制全般についても法令等を遵守し適正に実施されていることを確認した。
- (3)施工管理 出来形及び品質管理は的確に実施され、工事記録写真等成果品の整理も適正であることを確認した。

5 むすび

本年度実施した工事監査において、それぞれの工事は目的に沿っておおむね正確に実施されているものと認められる。

よって本監査において検討または改善を求める事項は無いので、今後も施設の重要度を見極め、常に費用対効果を意識した計画・設計と適正な工事実施に一層努められると共に、完成した施設について適正な維持管理に努められたい。

問合せ／監査委員事務局 ☎75-2111

中小企業振興事業について

本町では、別海町中小企業振興基本条例に基づき次の補助制度を実施しています。

1 住宅の新築・増改築をする皆さんを支援します

町内建設業の振興と地域経済の発展を支援するため、町内業者に発注して住宅の新築・改修などをする方に対し補助を行っています。

<補助対象者>

- ①町民もしくは本町に移住する方で、今年度中に住宅を町内建設業者に依頼し新築・改修などをする方
- ②本人が町税を滞納していない方

<対象工事>

別海町内の建設業者と契約した下記の工事を含む住宅の新築・改修など工事

- ①国土交通省・通商産業省告示の「新省エネ基準」の断熱性能に適合する外壁、屋根、天井、床または窓など開口部の断熱工事
- ②断熱工事の施工箇所と併せて行う高効率給湯器、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率照明器具（LEDなど）の工事

<補助金額>

- ①新築工事 補助対象工事費の20%以内で上限75万円
- ②改修等工事 補助対象工事費の40%以内で上限50万円



2 別海町で起業する方を支援します

新規開業、新分野進出または空き店舗の利用により、新たに事業を始める方に対して補助を行います。

<補助対象事業>

- ①開業支援助成 新規開業に関する事業
- ②経営拡大助成 新分野進出などによる経営拡大に関する事業
- ③空き店舗利用促進 空き店舗を利用して新店舗とするなど、既存店舗からの移転に関する事業

<補助金額>

- ①開業支援助成 対象経費のうち自己負担額の3分の2以内で上限500万円
- ②経営拡大助成 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円
- ③空き店舗利用 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円

3 人材の育成を行う企業を支援します

自社に必要な人材の育成を図るための研修受講費用に対して補助を行います。

<補助対象者> 町内に主たる事業所を有する中小企業者のうち町税の滞納が無い方

<補助対象研修> (独)中小企業基盤整備機構が主催する研修で、町内に住所を有する事業主または従業員が受講する研修

<補助対象経費> 受講者1人にかかる受講料、宿泊費、交通費の実費で上限64,000円（年度1人1回）

4 別海町に就職する方を支援します

人材確保に取り組む中小企業と中小企業で働く人々を応援することを目的に別海町内に就職された方を対象に就職奨励金を交付します。また、奨学金の返還がある方については、返還金についても支援します。

<補助対象者>

- ①令和5年4月1日以降に就職した方
- ②就職後、別海町に住所があり居住している方
- ③就職日の年齢が満45歳未満の方
- ④一次産業、公務員などを除く町内に本社がある事業所に正規雇用されて1年が経過した方
- ⑤町税などに未納がない方

<補助対象事業>

- ①就職奨励金 町内に本社がある事業所に就職した方
- ②奨学金返還支援 地方自治体や日本学生支援機構などの奨学金を返済している方

<補助金額>

- ①就職奨励金 5年間で最大30万円を支援
- ②奨学金返還支援 5年間で最大144万円を支援

各補助にあたっては、このほか細かい要件などがありますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ／商工・労働担当 ☎74-9254

別海町ふるさと交流館



商工観光課から

5月のポイントサービスデーを次のとおり実施しています。
 たくさんのご利用をお待ちしています。
 ※福祉入浴券利用の場合、ポイントは付与されません。

ポイントサービスデー

- ※浴育デーとは、小学生以下のお子さんと一緒に来館された方がポイント付与の対象となる日です。
- 誕生日に入浴するとポイント10倍です。誕生日と本人が確認できる証明書などを受付で提示してください。
 - ※誕生日が休館日の場合は、翌営業日を対象とします。
 - スタンプが10個貯まると、1回分入浴が無料になります。
 - スタンプが30個貯まり、裏面に住所・氏名を記入するとオリジナルタオルがもらえる抽選に参加できます。(1月、7月の26の日開催)
 - 毎月26日は、「風呂(26)の日イベント」として大ビールを300円、ソフトクリームを280円、ジョッキ牛乳を200円、その他メニュー全品20%引きで提供します。
- ※5月13日から16日は施設設備の保守点検のため、休館します。

5月						
日	月	火	水	木	金	土
	休館日	浴育デー	1 ポイント 2倍デー	2	3 憲法記念日 ポイント 2倍デー	4 みどりの日
5 こどもの日	6 振替休日 営業日	7 休館日	8 ポイント 2倍デー	9	10 ポイント 2倍デー	11
12	13 休館日	14 休館日	15 休館日	16 休館日	17 ポイント 2倍デー	18
19	20 休館日	21 浴育デー	22 ポイント 2倍デー	23	24 ポイント 2倍デー	25
26 風呂の日 イベント	27 休館日	28 浴育デー	29 ポイント 2倍デー	30	31 ポイント 2倍デー	

問合せ/観光・交流担当 ☎74-9254

食品衛生責任者講習会 補助金の申請について

- 補助対象者 町内に在住する農協組合員などでファームインなどの食事提供、チーズなどの加工品販売を行う予定のある方
- 補助対象経費 受講料の2/3以内
- 申請方法 ①交付申請書、②講習会修了証の写しを担当まで提出してください。
※申請様式は下記担当で配布しています。



- その他 講習会の日程などについては、北海道食品衛生協会のホームページなどでご確認ください。また、令和3年9月よりeラーニング方式でも受講することが可能になりました。eラーニング方式の詳細についても、北海道食品衛生協会のホームページなどでご確認ください。

問合せ/観光・交流担当 ☎74-9254

学校教育課から

中西別小学校・中学校の統廃合

中西別小学校、中西別中学校が、令和7年3月31日をもって閉校し、別海中央小学校、別海中央中学校へ統合することになりました。

これまで、中西別地区において、学校運営協議会を中心に学校の在り方について協議を重ね、昨年6月には、中西別地区連合会、学校運営協議会、PTAなどの連名で、今後、児童生徒数の増加が見込みにくいことなどから、地理的な条件や長期的な視点により別海中央学校区への統合を進めたいとの要望がありました。

この要望を受け、協議を行った結果、統廃合を決定しました。

今後は、統廃合に向けた学校間の交流授業を行うなど、子どもたちがスムーズに移行できるよう、学校などと連携しながら進めていきます。

問合せ/学校教育・適正化等担当 ☎74-9274

令和7年度、小学校入学を迎えるお子さんの保護者の皆さまへ

令和7年度の入学に向けての教育支援は、現在のところ、以下の流れを予定しています。(今後の状況により変更もあります。)

令和7年度の入学に関して、ご心配やご不明点があれば、下記担当までご連絡ください。



小学校入学前のお子さんのための 教育支援の流れ

4月
5月
【お子さんの様子の観察】
保育園や幼稚園の担任は園生活の中でお子さんたちの様子を見ていて、お子さんの遊びや言動などで気になることがあれば、保護者に相談します。
保護者は、お子さんの育ちや様子など気になることがあれば、担任などに相談します。
小学校の入学や今後の学校生活に不安などがあれば、教育支援委員に相談できます。
連絡先/別海町教育支援委員会(事務局 別海町教育委員会) ☎74-9274

6月
7月
【巡回相談】(6月ごろ)
人数に制限がありますが、希望者のみ専門家による検査を受けることができます。
※在籍園から道へ希望を出します。

8月
【サポート計画表の提出】(8月下旬)
今後の小学校入学や学校生活に関する相談を希望する保護者と担任などが相談してサポート計画表を作成し、教育委員会へ提出します。



【相談のあった園児の支援】(8月から)
お子さんが在籍している園がある地区の教育支援委員などが中心となり、きめ細かな観察と、必要に応じて各種検査などを行います。

9月
【知的発達スクリーニング検査】(8月下旬から)
入学先の小学校で検査を受けます。検査結果については、教育委員会から保護者に報告します。
また、到達点に満たない場合は、教育支援委員が保護者面談を行います。(11月ごろから)



10月
【就学時健診】(10月24日から25日)
視力、聴力、内科、ことばの検査を行います。
希望者は臨床心理士などに相談できます。
会場 生涯学習センターみなくる

ことばの検査は、絵を見て名称などを答える内容です。発音や理解で気になることがあれば相談してください。

11月
12月
【保護者の意思確認】
(11月ごろから)
入学や学校生活に関わる相談や特別支援学級の希望など、今後の就学について保護者と面談します。

保護者面談の日程や場所については、各園を通じて調整の上、決定します。

1月
【入学に関するお知らせ】(1月末)
保護者や当該園校に決定通知を送付します。

2月
3月
就学までに入学する学校の担当者と学校生活について相談できます。

お子さんの育ちや様子で気になることがあれば、いつでも相談できます。

相談のあったお子さんを支援します。

別海町教育支援委員会
(事務局 別海町教育委員会 ☎74-9274 担当: 瀬川・高橋)



移動図書館車巡回日程のお知らせ

移動図書館車「はくちょう号」の巡回を5月7日(火)から開始します。
貸し出しは1人5冊まで、貸出期間は2週間です。利用者カードは本館と共通です。

カードは即時発行しますので、初めて利用される方もすぐに本を借りることができます。

図書館から遠い地域の方は、ぜひご利用ください。

(表の各月の数字は巡回日)

ステーション名	時間	5月	6月	7月
生涯学習センターみなくる	11:00~11:30	7、21	4、18	2、23
上風連 (役場連絡事務所前)	14:55~15:05	7、21	4、18	2、23
上春別 (役場連絡事務所前)	14:55~15:10	9、23	6、20	4、25
西春別駅前 (西官舎前)	13:00~13:20	10、24	7、21	5、19
西春別駅前 (役場支所前)	13:30~13:50	10、24	7、21	5、19
西春別 (町内会館裏)	15:45~16:00	10、24	7、21	5、19
中春別 (消防署分遣所前)	16:05~16:20	14、28	11、25	9
西春別駅前 (東官舎前)	14:10~14:30	15、29	12、26	10
西公民館	14:40~15:00	15、29	12、26	10
尾岱沼支所	14:15~14:30	17、31	14、28	12
東公民館	14:40~14:55	17、31	14、28	12



※令和6年度の巡回日程表は、図書館、各支所、各連絡事務所、各公民館、生涯学習センターで配布しています。また、図書館のホームページでも閲覧できます。

第51回 むし歯予防図画・ポスターコンクール作品展

町内の小学生が応募した作品の中から、入選作品を展示します。

■期間 6月4日(火) 午前10時から
11日(火) 午後3時まで

※9日(日)は午後4時までとなります。

※10日(月)は休館日です。

■場所 エントランスホール



小さい子のお話の時間

■日時 5月10日(金)・17日(金)・24日(金)・31日(金)
午前11時から午前11時15分

■場所 図書館「お話のコーナー」

■対象 0歳から3歳程度

*0歳児から気軽に参加できるおはなし会です。

*絵本の読み聞かせや手遊びを通して、赤ちゃん
とゆったりふれあう時間をすごしませんか。

5月の休館日 3日~6日・13日・20日・27日・30日 (月末休館日)

6月の休館日 3日・10日・17日・24日・27日 (月末休館日)

※月末休館日は、図書整理などのため休館しています。

※休館中の返却は、玄関横の返却ポストをご利用ください。

問合せ/図書館 ☎75-2266 FAX75-0506

地域情報カレンダー

(令和6年4月23日現在)

日	曜日	イベント内容
5/8	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぶらと 13:30~ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きをしてください。
12	日	ホッキ市 ※詳細は36ページをご覧ください。
27~29	月~水	尾岱沼潮干狩りフェスティバル ※詳細は36ページをご覧ください。
6/6-8	木~土	
6/12	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぶらと 13:30~ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きをしてください。

年金出張相談所開設

5月8日(水) 5月9日(木)
13:00~17:00 9:00~14:00

6月4日(火) 13:00~17:00

6月5日(水) 9:00~14:00

中標津町役場 会議室
予約先/釧路年金事務所
☎0154-25-1522
※事前の予約が必要です。

第1回目 「シギ・チドリ観察会」のお知らせ

この時期数多く見られる「シギ・チドリ」を中心とした観察会を行います。ぜひ、ご参加ください。

- 日時 5月19日(日) 午前9時30分から午後0時30分
- 場所 野付半島 (集合-野付半島ネイチャーセンター2階)
- 講師 NPO法人野付・エコ・ネットワーク
- 定員 10名 (電話にて氏名・電話番号を5月1日(水)から17日(金)にご連絡ください。)
- その他 長靴を着用ください。図鑑・双眼鏡をお持ちの方は、持参ください。当館でも若干貸出しします。

5月の休館日 3～6日・13日・18日・19日・27日

6月の休館日 1日・2日・10日・15日・16日・24日・29日・30日

問合せ／郷土資料館 ☎・FAX 75-0802



豊原分館開館のお知らせ

- 開館期間 5月から10月
毎週金曜日、最終日曜日
- 時間 午前10時から午後4時まで

別海町寿大学
入学生募集

人生100年を豊かに生きる時代、多様な学習の機会を提供しながら「学びの場、交流・生きがいの場」として、各公民館で「別海町寿大学」を開校します。

町内にお住まいの概ね60歳以上の方は、どなたでも気軽に楽しみながら「学べる大学」です。多くの皆さんのお申し込みをお待ちしています。

- 開催場所 生涯学習センターみなくる・東公民館・西公民館など
- 開催期間 5月から令和7年3月まで (8回程度)
午前10時から (2時間程度の軽運動や本町についての学習会など)
- 入学式 5月22日(水) 別海、中春別、中西別、上風連、本別海合同開催 会場：生涯学習センターみなくる
5月27日(月) 尾岱沼、床丹 会場：東公民館
5月29日(水) 西春別、上春別合同開催 会場：西公民館
- 学習内容 教養と知識、心と体の健康に関する講座や実技です。希望者によるクラブ活動も行っています。
- 募集人数 各大学とも100名程度
- 申込期限 5月15日(水) (途中入学可能、随時募集中です。)
- 申込方法 お住まいの地域の公民館に電話または窓口へお越しください。
中央公民館 (生涯学習センター内) ☎75-2146 東公民館 ☎0153-86-2141
西公民館 ☎77-2250
- 参加費用 入学金 1,000円 (記念文集代他)

講座のリクエストを募集します

町内3公民館では、町民の方からのご要望により講座を開催する「リクエスト講座」を本年度も実施します。

「こんなことを学んでみたい・体験してみたい」などのご要望に応じ、各公民館で講師を探して開催します。

毎日の生活の中で興味を持ったこと・やってみたいことの実現のために一緒に考えていきますので、皆さんのリクエストをお待ちしています。

申込みおよび問い合わせについては、お近くの公民館に直接ご連絡ください。

- ・中央公民館 (生涯学習センター内)
☎75-2146
- ・東公民館 ☎0153-86-2141
- ・西公民館 ☎77-2250

生涯学習
出前講座

ふれあいトーク宅配講座のお知らせ



町民の皆さんの「知りたい・学びたい」に応えるため、また、町民と行政が一体となった「まちづくり」を進めていくために「生涯学習出前講座」を開講しています。

行政に関する「制度や手続き・事業」などについて、担当職員が地域へ出向いてお話をします。講座の詳しい内容については、下記担当までお問い合わせください。

【手続きの流れ】



【開催時間】原則平日の午前9時から午後9時までの間

【料金】無料

番号	講座メニュー	担当課	番号	講座メニュー	担当課
1	わかりやすい議会制度	議会事務局	31	生活習慣病撃退!! ①身体と病気のメカニズム ②お口の健康について ③食事について	保健課
2	選挙について	選挙管理委員会			
3	町の予算と決算について	財政課			
4	自治基本条例ってなあに?	総合政策課	32	こどもの健康	母子健康センター
5	なるほど納得! 北方領土				
6	移住者目線で見れば別海町の魅力				
7	避難所の運営について	防災・基地対策課	33	「うつ病」について	水産みどり課
8	防災・減災について		34	ゲートキーパー養成研修会	
9	税のはなし	税務課	35	祖父母教室「いまどきの妊娠から子育て」	農政課
10	別海町で行っている確定申告と町道 民税申告について		36	漁業について	
11	認知症サポーター養成講座	介護支援課	37	林業について	商工観光課
12	介護保険制度について		38	酪農畜産について	
13	高齢者の在宅福祉サービス	福祉課	39	別海町の観光紹介	建築住宅課
14	障がいがある方への各種制度について		40	中小企業振興について	
15	体験に基づく障がい者理解について		41	不良空家対策と耐震改修工事について	
16	ドキュメンタリー映画「ちづる」上映会	地域包括 支援センター	42	下水道の整備	上下水道課
17	障害者差別解消法について		43	安全な水が家庭に届くまで	
18	障害者虐待防止法について		44	農業委員会制度について	
19	みんなで取り組もう! 別海町地域福祉計画	町民課	45	農業者年金ってなあに?	農業委員会
20	子育て支援と児童手当などの制度について		46	救命手当ての基本	
21	介護予防のチェック体験版 ①運動機能向上編 ②物忘れ予防編 (おおむね65歳以上)		47	火災から命を守るために	
22	成年後見制度について	生活環境課	48	なるほど・ザ・べつかい (歴史系) ①昔々のべつかい (別海町の古代) ②幻の町キラクを探る ~野付通行屋跡遺跡の発掘調査から~ ③加賀家文書とは? ④べつかい伝話物語 ⑤西別川の献上鮭について ⑥その他 (希望内容により対応可能なもの)	郷土資料館
23	後期高齢者医療制度について				
24	戸籍と住民票・年金について				
25	医療制度について	生涯学習課	49	なるほど・ザ・べつかい (自然系) ①巣箱づくり ②野鳥観察 ③化石レプリカづくり	中央公民館
26	リサイクル大作戦				
27	STOP! 悪徳商法				
28	食の安心・安全	町立別海病院	50	別海町の文化財について	町立別海病院
29	犬を飼うということ		51	SNS・ゲームとの上手な付き合い方	
30	別海町の野生生物について		52	生涯学習センター「みなくる」について	
			53	介護予防運動の実践について	

問合せ/生涯学習課 ☎75-2146

別海町スポーツ選手 後援会の募集について

別海町スポーツ選手後援会は、別海町出身のスポーツ選手を応援するとともに、その活動を多面的に支援することにより、スポーツ競技の理解および振興を図ることを目的とし発足されました。昨年度は、主に国際大会へ出場する別海町出身選手への支援を行っています。

後援会の趣旨に賛同いただける方は、ぜひともご入会およびご寄付についてご協力のほどよろしくお願い致します。

■年会費

1,000円（年会費を納入することにより会員資格を更新します。）

※会員資格は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

※寄付についても随時受け付けています。

■納入場所

役場庁舎3階 教育委員会学務・スポーツ課
西春別支所・尾岱沼支所・町民体育館

■問合せ

「別海町スポーツ選手後援会」事務局
（別海町教育委員会学務・スポーツ課スポーツ推進担当内）

☎74-9273

別海町学校開放事業のお知らせ

■開放期間 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

■開放施設 下記に記載されている学校の施設

■利用対象 町民（団体のみ）

■開放時間 平日（月曜日から金曜日）午後7時から午後10時までを基準とします。詳しくは、各学校へ確認してください。



学校名	主な利用種目	学校開放主事	学校開放主事補	電話番号(学校)
別海中央小学校	バレー、ソフトバレー、スポーツ	根本 渉	佐藤 英雄	75-2054
中春別小学校	ソフトバレー、バスケット、バドミントン、バレー	三宮 貴史	前田 和彦	76-2013
上春別小学校	バレー、スケートトレーニング、卓球、バドミントン、ソフトバレー	川村 幸樹	中川 公孝	75-6364
野付中学校	バレー、ソフトバレー	吉光寺勝己	八岡 純治	0153-86-2019
上風連中学校	ソフトバレー、バドミントン	北見 将嗣	上野 資幸	75-7302
中西別中学校	ソフトバレー、バスケット、ミニテニス、卓球	岩崎 摂也	河村 武司	75-6631
別海中央中学校	バレー、バスケット	小崎 伸人	小森 和則	75-2251

※祝日または学校行事などにより開放できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

利用の きまり

①利用を希望する団体は必ず各校に登録および申請をしてください。個人利用は不可とします。

②利用団体は自主管理を基本とし、体育館の開閉や鍵の管理など責任をもって実施してください。

③利用後は必ず清掃し、利用日誌に記入してお帰りください。

④施設の備品は大切に使い、万が一破損した場合は速やかに学校開放主事または主事補へ連絡してください。

⑤4名以上の利用団体は、必ずスポーツ障害保険に加入してください。

⑥学校敷地内での喫煙、飲食は禁止とします。

⑦その他、学校開放主事または主事補の指示や注意を守ってください。

■問合せ 各学校開放事業指定校または町教育委員会学務・スポーツ課

☎ 上記「開放指定校一覧」参照 問合せ/スポーツ推進担当 ☎74-9273

スポーツセンターだより

リズムトレーニング教室

スポーツリズムトレーニングを体験してみませんか。
リズム感を高めることで、動きにメリハリをつけ、競技力向上につながります。

■期 間

6月8日(土)

幼 児 の 部 午前10時から午前11時 定員20名
小 学 生 の 部 午後1時から午後2時30分 定員50名
中学生以上の部 午後3時から午後4時30分 定員50名

6月9日(日)

幼 児 の 部 午前10時から午前11時 定員20名
小 学 生 の 部 午後1時から午後2時30分 定員50名
中学生以上の部 午後3時から午後4時30分 定員50名

※両日参加、または1日のみの参加も可能。

■場 所 別海町町民体育館アリーナ

■講 師 橋場 俊輔氏

(リズムトレーニング協会インストラクター)

■対 象

幼児（年中）から一般

※幼児の場合は、必ず保護者も一緒に参加してください。

■締切期限 5月31日(金)

■参 加 料

一般：500円（別途施設使用料がかかります。）

高校生以下：無料

※ただし、少年団および部活動の指導者、幼児付き添いの大人は無料

■持 ち 物

動きやすい服装、運動靴（室内用）、タオル、飲み物

トレーニング室使い方講座

トレーニング室の利用方法、各マシン等の安全で効果的なトレーニング方法を紹介したり、トレーニングの実践指導を行います。

■期 間 5月20日(月)

午後6時から午後7時

■場 所 別海町町民体育館トレーニング室

■講 師 別海町地域振興財団職員

■定 員 高校生以上 10名(別海町在住の方優先)

■メ 切 日 5月18日(土) ※定員になり次第受付終了

■参 加 料 100円（施設使用料）

※高校生は無料です。

※体育館のシーズン券の利用可能です。

■持 ち 物 動きやすい服装、上靴、汗拭きタオル、水分補給用ドリンク

コアパワーヨガ体験教室

リハビリテーションや、アスリート・一般の方のパフォーマンス向上にもつながるコアパワーヨガを体験してみませんか。

■期 間 5月14日から6月4日の毎週火曜日

(全4回) 午後7時から午後8時

■場 所 別海町町民温水プール多目的室

■講 師 川村 恭子氏

(Core Power Yoga CPY®E.M.I認定インストラクター)

■定 員 10名(別海町民の方優先)

■メ 切 日 5月13日(月)

■参 加 料 1回500円

(別途施設使用料がかかります)

■持 ち 物 ヨガマット（レンタル有）、汗拭きタオル、飲み物



申込み・問合せ 別海町総合スポーツセンター

お申し込みの場合は、氏名、年齢、住所、電話番号をお伝えください。

☎:75-2882 FAX:75-0418 Eメール:sports@betsukai-pf.or.jp

LINEからもお申し込み可能。
お友達登録後、トーク画面で教室名を送信すると、詳細が表示されます。



別海町民憲章

わたくしたちは、明るい希望の朝日をオホーツクの海に迎え、美しく映える感謝の夕日を西別川の清流にひろがる広野におくる、自然のめぐみ豊かで、ますます開けゆく別海町の町民です。

わたくしたちは、開拓の精神を受け継ぎ、強く逞しく前進する町を築くことを誇りとし、この憲章を高くかかげてその実践につとめます。

- 一 元気で働き、生産を高め豊かな町をつくりましょう。
- 一 みんな仲よく助けあい、あたたかい町をつくりましょう。
- 一 きまりを守り、住みよい明るい町をつくりましょう。
- 一 子供に夢と希望を与え、平和な町をつくりましょう。
- 一 教養を高め、美しい文化の町をつくりましょう。

自衛官募集

自衛隊では、次のとおり自衛官等を募集します。詳しくは左記までお問い合わせください。

問合せ

自衛隊帯広地方協力本部
中標津地域事務所
☎0153-72-0120
Eメール
hq1-obihiro@cco.mod.

募集種目	応募資格	受付期間	試験日	合格発表	その他
幹部候補生(一般)	22歳以上 26歳未満の方	第2回 6月13日(木)まで	第2回 1次 6月22日(土)	第2回最終 9月19日(木) (陸海空で異なります)	入隊後約1年で幹部自衛官 大卒程度試験
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満の方	第1回 5月7日(火)まで	1次 5月17日(金)～5月26日(日) 2次 6月15日(土)～6月30日(日)	1次 6月6日(木) 最終 7月18日(木)	「曹」となる自衛官
自衛官候補生		通年	受付時にお知らせします。	通年	「任期制」の自衛官 選抜試験で合格後 「曹」も可能
予備自衛官補(一般)	18歳以上 52歳未満の方				【教育訓練開始】 令和6年7月以降 【招集手当】 8,800円/日 【その他】 所定の教育訓練終了後、予備自衛官として任用
予備自衛官補(技術) (国家免許資格等を有する方)	18歳以上の方 (保有資格により異なります)	第2回 6月1日(土)～ 9月19日(木)	第2回 9月21日(土)～ 10月7日(月) (いずれか1日)	第2回 11月7日(木)	

職業訓練受講生募集

北海道職業能力開発促進センター釧路訓練センター(ポリテクセンター釧路)では、7月からの職業訓練受講生を募集しています。

go.jp
ホームページ
<https://www.mod.go.jp/cco/obihiro/>

- 対象
ハローワーク求職登録者
- 学科・募集人数
ビジネスワーク課 15名
- 申込受付期間
4月30日(火)から5月31日(金)
- 見学会
5月16日(木)、5月23日(木)
- 選考日
6月6日(木)
- 訓練期間
7月1日(月)から12月20日(金)
- 費用
2万円程度(テキスト代)
- 申込み
ハローワーク釧路
☎0154-41-1201
※最寄りのハローワークでも可能です。
- 問合せ
ポリテクセンター釧路

矢臼別演習場での訓練日程などについて

町ホームページでお知らせしていますが、閲覧できない場合は、電話で対応することができますので、お手数ですが下記までお問い合わせ願います。

問合せ/

別海駐屯地業務隊総務科
☎0153-77-2231 (内線311)
別海町役場総務部
防災・基地対策課防衛担当
☎0153-74-9640

町ホームページ検索キーワード

令和6年度演習 🔍 検索

障害年金相談会の開催について

札幌障害年金サポートセンターでは、「釧路・根室地区障害年金相談会」を実施します。インターネット環境がない人、遠方の事務所などに相談に行くのが難しい人は、この機会にご活用ください。

日時

5月18日(土)

11時から14時30分

場所

釧路市民文化会館地下2号

会議室

相談料 無料

相談担当者

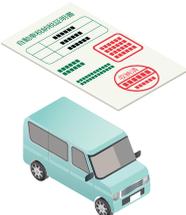
社会保険労務士・山内俊秀、特定社会保険労務士・

5月31日(金)は自動車税種別割の納期限です

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です。忘れずに納めましょう。

問合せ

納税に関するご相談は、根室振興局 税務課納税係まで
☎0153-24-5466



6月1日(土)は「電波の日」です

総務省では、6月1日(土)を「電波の日」と定め、6月10日(月)までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道総合通信局では、電波の使われた方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困り事や相談は、お問い合わせください。

■問合せ

総務省 北海道総合通信局
☎011-737-0099
「電話受付時間 8時30分から正午、13時から17時(土・日・祝日を除く)」

中標津保健所「肝炎ウイルス検査及びHTLV-1抗体検査等の採血検査の実施について」

中標津保健所で、肝炎ウイルス・HTLV-1抗体検査およびHTLV-1抗体検査を実施します。

■対象

- (1)肝炎ウイルス検査
検査を希望する者
- (2)HTLV検査

検査を希望する者

(3)梅毒検査

検査を希望する者

(4)HTLV-1抗体検査

①管内4町の住民で、次に該当する者

- ・平成23年度以降、妊婦一般健康診査によって抗体検査を受けたことのない者
- ・医療機関で、これまでに抗体検査を受けたことがない者

②保健所による抗体検査は、1人につき1回限りとする。次のいずれかの場合はその限りでない。

- ・抗体検査後、HTLV-1の性感染が疑われる行為があった者
- ・その他、保健所長が認めた者

■場所 中標津保健所

■申込み・問合せ

中標津保健所健康推進課
康支援係

☎0153-72-2168

令和6年度「防火管理(甲種)新規講習」開催案内

消防法施行規則第2条の3に定める防火管理者講習が次のとおり実施されます。

■講習の対象者

防火管理義務対象物に居住しまたは勤務する方で、防火管理者として選任される予定の方。

■講習日程

8月8日(木)・9日(金)の2日間

■講習場所

標津郡中標津町東2条南3丁目1番地
中標津町総合文化会館
「しゅべっと」

■申込期間

6月20日(木)から6月27日(木)まで

■申込など

(1)インターネットからの申込み
(2)財)日本防火・防災協会ホームページ
[https://www.bouka-bousai.jp/] から申込みができます。

(2)FAXからの申込み

①いずれかの方法で受講申込書を手入力してください。

- ・(一財)日本防火・防災協会ホームページからダウンロード
- ・消防本部または消防署で入手

②申込方法

(一財)日本防火・防災協会へ受講申込書を送信

FAX03-6274-6977
■問合せ

- (1)講習会に関する問合せ
- (2)社)北海道消防設備協会

☎011-205-5951
(二財)日本防火・防災協会
☎03-6263-9903

特設なんでも相談所の開設について

根室人権擁護委員協議会で「人権擁護委員の日特設なんでも相談所」を開設します。

学校でのいじめや体罰、配偶者からの暴力といった人権問題から、家庭内の困り事やご近所とのめめ事など、どんなことでも相談をお受けします。

一人で悩まず、まずは相談してみませんか。

相談内容についての秘密は固く守られ、相談は無料で難しい手続きもありません。どうぞお気軽にご相談ください。

■日時

6月3日(金)

午後1時から午後4時

■会場

別海町役場

103・104会議室
■問合せ

根室市弥栄町1丁目18番地
釧路地方務局根室支局
☎0153-23-4874

「サポステ説明会・フリー相談会in別海」開催のお知らせ

くしろ若者サポートステーションは、厚生労働省が設置する、15歳から49歳までの就職を目指す若者やそのご家族などの総合相談窓口です。就職や将来、生活のことなど幅広く相談を受け付けています。また、希望の多いPCセミナーやコミュニケーションセミナーなどもご用意します。で、お気軽にお問い合わせください。(相談料無料)

■日時

令和6年5月14日(火)
午後1時から午後4時
(最終受付は午後3時30分)

■場所

別海町生涯学習センター
みくる 1階団体活動室

■申込み・問合せ

くしろ若者サポートステーション
☎0154-68-5102

町道中西別上風連絡 道路工事のお知らせ

工事期間中は片側交互通行（夜間開放）の交通規制を行いますので、自衛隊部隊が別経路で移動する場合があります。

工事期間に付近を通行の際はご注意ください。

■工事期間 4月から12月
(令和7年全線完了予定)

■問合せ

事業課 建設担当 ☎74-9845
防災・基地対策課防衛担当
☎74-9640



ホッキ市

日時 5月12日(日) 午前11時から

場所 別海漁協新港市場内
特設会場

■主催/別海漁業協同組合 ■協賛/別海町観光協会

問合せ/別海漁業協同組合市場 ☎0153-75-8350

2024 尾岱沼 潮干狩り フェスティバル

実施場所 尾岱沼ふれあいキャンプ場

料金

区分	参加料	遊漁料	合計
一般	700円	1,500円	2,200円
小・中学生	500円		2,000円
未就学児	無料		1,500円

開催日程

実施回数	実施月日	実施時間
1回目	5月27日(月)	10:30~13:30
2回目	5月28日(火)	11:00~14:00
3回目	5月29日(水)	12:00~15:00
4回目	6月6日(木)	8:30~11:30
5回目	6月7日(金)	9:00~12:00
6回目	6月8日(土)	10:00~13:00

雨天など、当日実施連絡先

尾岱沼ふれあいキャンプ場
☎0153-86-2208 (午前7時以降)

前日までの問合せ先

別海町観光協会 ☎0153-74-9018
ホームページ
URL <https://betsukai-kanko.jp>

春の大人気イベントが今年も開催します!!

大粒で身がぎっしりと詰まったアサリをバケツいっぱい持ち帰り、春の訪れと旬の味覚をご堪能ください。

※終了時間の30分前に受付終了となります。

※潮の引き具合によって判断をしますので、受付後すぐに潮干狩りができない場合がございます。

※実施時間を超えての潮干狩りはできませんので、お時間に余裕を持ってお越しください。

※あさりの水洗いサービスは行っておりませんのでご了承ください。

※砂抜き用の海水の配布は行っておりませんので、海水をくむ用のペットボトルなどの持参をお勧めします。

※あさりの資源量によっては、潮干狩り自体が中止となることもありますので、ご承知おきください。

健康コラム

本町では、令和6年3月に「健康べつかい21（第3次）」を計画しています。

「すべての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を基本理念とし、町民の生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を目的に、胎児期から高齢期までの一生の間の健康づくり（ライフコーチアプローチ）を目的として策定しました。

前の計画である「健康べつかい21（第2次）」の評価と、北海道統計年報や若者・特定健診・後期高齢者健診などの統計から、国や同規模市町村（人口1万人～1万5千人未満）と比べて

- ① 特定健診・がん検診受診率が低い
- ② 男女ともに子どもから大人まで肥満が多い
- ③ 喫煙率・飲酒率が高い
- ④ 脳血管疾患の死亡率が高い

などの健康課題が明らかになりました。

健康課題の解決のためには、健診を受診し、自身の身体について知ることや、生活習慣病を予防するための方法について考える、治療が必要な疾患は早期治療し、中断することなく定期受診し、脳血管疾患などの重症化を予防する必要があります。

今後、このコラム内で健康べつかい21（第3次）の内容や生活の中で実践できることについて定期的に掲載していきたいと思っております。

問合せ/町民保健センター ☎75-0359



町の保健室

エキノコックス症検査を受けましょう



エキノコックス症は、エキノコックスという名前の寄生虫が主に肝臓に寄生しておこる病気で、道内では毎年20名程度の患者が見つかっています。

1 感染経路

エキノコックスの卵が口の中に入ってしまった場合に感染することがあります。エキノコックスが寄生したキツネやフンに直接触ったり、フンに汚染された山菜や沢水を口にすると感染の危険があります。**人から人に感染することはありません。**

2 症状

エキノコックスに感染してもすぐに自覚症状は現れません。数年から10数年の潜伏期間を経て、肝機能障害に伴う疲れやすさ、上腹部の不快感や膨満感、黄疸などの症状があらわれます。自覚症状が出る頃には病気が悪化している可能性があります。

3 感染予防

- 外から帰ったら必ず手を洗いましょう。
- キツネに餌付けをしたり触ったりしないようにしましょう。
- キツネが近寄らないよう生ごみなどはきちんと保管し処分しましょう。
- 飼い犬が野ネズミを食べないように放し飼いは絶対にやめましょう。
- 野山の果実や山菜を口にすることはよく洗うか十分加熱してから食べましょう。
- 沢水などの生水は飲まないようにしましょう。

※町が毎年各地区などで実施している**集団健康診査**では、**エキノコックス検査を無料で実施しています。**
5年以上検査を受けていない方、山菜取りをする方、犬を飼っている方は、積極的に受けましょう。

問合せ／町民保健センター ☎75-0359

成人用肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

65歳の方などを対象に成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の定期接種をしています。

【対象となる方】

- 1 65歳の方 定期接種の機会は65歳の1年間です。接種を希望する方は、接種の機会を逸することがないようにご注意ください。
- 2 60から64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限されている方
- 3 60から64歳でヒト免疫不全による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

*65歳を超える方を対象とした経過措置は令和6年3月31日に終了しました。

定期接種の対象となる方は、今までにこのワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）を接種したことがない方です。

【個人負担額】 2,000円

対象の方には予防接種助成券を送付します。不明な点などは保健センターへご連絡ください。

問合せ／町民保健センター ☎75-0359

带状疱疹予防接種の助成について

令和6年度から町では、50歳以上の方を対象に带状疱疹予防接種費用の一部助成を始めました。助成を希望する方は申請書を町ホームページからダウンロードするか、保健センターで申請書を受け取り申請してください。



町ホームページ

【助成対象者】 別海町に住所を有する方で、予防接種当日に50歳以上となる方

【助成の対象となるワクチン】 带状疱疹ワクチン（シングリックス）〔不活化ワクチン〕

【助成額及び助成回数】 助成額：1人22,000円（1回につき11,000円）

助成回数：2回

- 【申請の流れ】
- 1 「別海町带状疱疹予防接種助成事業申請書」を保健センターへ提出してください。
 - 2 保健センターから「別海町带状疱疹予防接種費用助成券」と「予診票」が届きます。
 - 3 助成券と予診票が届いたら別海病院（または各診療所）へ予約してください。
 - 4 接種時に助成券と予診票を病院へ提出してください。
 - 5 接種終了後、予防接種金額から助成額を引いた金額を病院へお支払いください。
 - 6 病院から接種済証を受けとり終了です。

申込み・問合せ／町民保健センター ☎75-0359

町の保健室

令和6年度

個別健診のお知らせ

5月1日(水)から個別健診を開始します。ご希望の方は町民保健センターへお申し込みください。各健診の対象者については、広報4月号や健診ガイドをご確認ください。

■個別健診受診までの流れ

- ①町民保健センターへ申し込む⇒②町民保健センターから受診券が届く
- ③受診券が届いたら各医療機関へ予約をする⇒④予約日に受診する



実施期間は令和6年5月1日から令和7年2月28日です。

特定健康診査



特定健康診査
予約フォーム

医療機関	町立別海病院	西春別駅前診療所	尾岱沼診療所	釧路がん検診センター
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、診察、血液検査（脂質、血糖、肝機能、尿酸、腎機能、貧血など）、心電図			
健診日 受付時間	火・木・金曜日 8:15～8:30	月～金曜日 8:30～11:00 13:30～15:00	月・火・木・金曜日 8:30	予約時にご確認ください

婦人科検診



婦人科検診
予約フォーム

検診名	子宮頸がん検診		
医療機関	町立別海病院	釧路孝仁会記念病院	釧路がん検診センター
検診内容	子宮頸部の内診・細胞診		
検診日 受付時間	火・金曜日 8:15～11:00 水曜日 12:30～15:00	月・水曜日 9:00～11:00	月曜日 8:30～10:00 (検診開始10:00) 水・木曜日 8:30～13:00 (検診開始13:30)
検診名	乳がん検診		
医療機関	町立別海病院	釧路孝仁会記念病院	釧路がん検診センター
検診内容	マンモグラフィ（乳房エックス線撮影）		
検診日 受付時間	予約時に病院へ ご確認ください	月～金曜日 9:30～15:00	月～木曜日 8:30～13:00 (検診開始12:30)

がん検診



がん検診
予約フォーム

医療機関	釧路がん検診センター		
検診名	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診
検診内容	バリウム検査	胸部エックス線撮影	2日分の便潜血検査
検診日 受付時間	月～土曜日 8:30～11:00	月～土曜日（土曜日は午前のみ） 8:30～11:00、13:00～15:00	

申込み・問合せ

町民保健センター

☎ 75-0359 (受付時間 平日9:00～17:00)
FAX 75-0337

保健センターからの

お知らせ

5・6月の 母子保健 業務予定



月	日	曜日	予定内容	場 所	時 間
5月	8	水	4カ月児健診	町民保健センター	12:20~12:30(受付)
	9	木	3歳児健診	町民保健センター	9:00~10:00(受付)
	14	火	離乳食教室	町民保健センター	10:30~12:00
	15	水	乳幼児相談	西春別ふれあいセンター	10:00~11:00(予約制)
	16	木	乳幼児相談	町民保健センター	9:00~11:00(予約制) 13:00~14:30(予約制)
	20	月	1歳3カ月歯磨き教室	町民保健センター	10:00~11:30(予約制)
	21	火	フッ素塗布	西春別ふれあいセンター	10:00~11:00
	22	水	フッ素塗布	町民保健センター	9:00~11:30 13:00~15:30
6月	6	木	乳幼児相談	町民保健センター	9:00~11:00(予約制) 13:00~14:30(予約制)
	11	火	離乳食教室	町民保健センター	10:30~12:00
	12	水	4カ月児健診	町民保健センター	12:20~12:30(受付)
	13	木	1歳6カ月児健診	町民保健センター	9:00~10:00(受付)
	20	木	5歳児相談	町民保健センター	9:15~15:00(予約制)
	25	火	1歳3カ月歯磨き教室	町民保健センター	10:00~11:30(予約制)
	26	水	フッ素塗布	尾岱沼地域センター	10:00~10:30
	27	木	フッ素塗布	町民保健センター	9:00~11:30 13:00~15:30

- 5月の4カ月健診対象者 対象者には個別に通知します。
- 5月の3歳児相談対象者 令和3年3月・4月生まれのお子さん

こころの 健康相談

町民保健センターでは、
町民を対象に、臨床心理士による
「こころの健康相談」
を行っています。

月～金(予約制)
9:00～17:00

相談は
無料
です

誰かに話すことで
気持ちが楽になったり、
考えが整理されたりすることが
あるはずです。
気軽にご相談ください。

「こころの健康相談」では

- ゆっくりとお話を伺います。
- リラクゼーションなど、ストレス対処法に取り組み、心と体の調子を整えます。
- 医療の必要性の有無などについて話し合います。

困ったときの相談窓口～かけがえのない命を守るために～

■死にたい気持ちについての相談窓口

- 北海道いのちの電話 011-231-4343 (24時間対応)
 - 旭川のいのちの電話 0166-23-4343 (24時間対応)
 - 自殺予防いのちの電話 0120-738-556 (毎月10日のみ8:00~24時間)
- ※ご本人ではなくても相談できます。
※相談の際、自分の名前は教えなくてもかまいません。

■借金・多重債務についての相談窓口

- 法テラス 0570-07-8374 [9:00~21:00(月～金)/9:00~17:00(土)]
- 多重債務相談窓口 011-807-5144 [9:00~17:00(月～金)]

■ひきこもり・自死遺族・その他メンタルヘルスについての相談窓口

- 別海町傾聴ボランティア「みえるの会」
中河 090-1640-8797 佐藤 080-5584-3906

※日時 毎月第3土曜日 10:00~12:00/場所 町民保健センター

■予約先・相談場所 町民保健センター母子保健担当 ☎75-0359
すでに精神科・心療内科通院中の方は、主治医の了解を得てからご予約ください。

母子健康センターからのお知らせ



マタニティクラス

かわいい赤ちゃんを迎えるための妊娠・出産について学ぶ教室です。

対象 本町在住の妊婦さん
(本町に里帰り中の妊婦さんも可)

申込締切 各開催日の1週間前までにご連絡ください。

時間 午後1時30分から午後2時30分

開催日	内容	担当者
5月8日(水)	やってみよう育児体験♪(授乳・抱っこ) 赤ちゃんのいる生活をイメージしよう	助産師
5月22日(水)	お産を知ってポジティブに! いよいよお産クラス	助産師
5月29日(水)	赤ちゃんをお風呂に入れてみよう	助産師

母子健康手帳の交付(要予約)

病院で分娩予定日が確定した方は、交付日程を調整しますので、事前に電話連絡をお願いします。
マイナンバーカードをお持ちの方は、ご持参ください。

母子健康センターでは、産前産後の不安やさまざまなご相談に助産師がアドバイスいたします。詳細は、下記へお問い合わせください。または町ホームページでご確認ください。 問合せ/母子健康センター ☎75-2262 FAX75-0337

インファントマッサージ教室

お母さんと赤ちゃんの絆を深めるための、オイルを使用したマッサージです。

時間 午前10時30分から午前11時30分

対象 1歳未満のお子さんとお母さん
(※お父さんの参加を希望される場合は事前にご相談ください。)

料金 1,000円/回 1コース4,000円

6月コース

全4回

6月6日(木)

6月13日(木)

6月20日(木)

6月27日(木)

申込締切

5月23日(木)

●母乳外来(要予約)

実施日 月曜日、火曜日、金曜日

料金 1,000円/1枠(45分)

※町外にお住まいの方は1枠2,000円となります。

内容 乳房ケア・断乳相談

※乳腺炎など心配な時はいつでもご相談ください。

●産後ケア(要予約) 令和6年4月から利用が無料です

対象 別海町に住民票のある出産後1年未満の母子

内容 育児・授乳相談、心身のケアなど

※産後ケアの中で乳房ケアもできます。

町立別海病院からお知らせ

発熱外来について

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として「発熱外来」を開設しています。

「発熱外来」は、**完全予約制**です。発熱などの右記症状がある方は、**お電話**でご相談、ご予約をお願いします。

直接来院せず、まずはお電話ください。

■発熱外来直通専用電話

☎75-2727

■予約受付時間 午前8時30分から午前11時まで 午後1時30分から午後3時まで

■該当する症状

【大人(高校生以上)】 ・37.0度以上の発熱症状

- ・咳、息苦しさ、のどの痛み、体のだるさ、痰がからむなどの症状
- ・味や臭いが分からないなどの症状
- ・2週間以内に新型コロナ患者と接触した方

【小児(中学生以下)】 ・38.0度以上の発熱症状

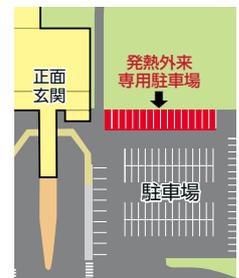
- ・2週間以内に新型コロナ患者と接触したお子さん

■発熱外来専用駐車場

発熱外来受診の方は、感染拡大防止の観点からできるだけ公共交通機関の利用はお控えいただき、自家用車で来院をお願いします。到着後は、原則自家用車でお待ちいただきます。

発熱外来設置に伴い、右図のとおり専用駐車場を設けますので、発熱外来受診以外の方の駐車はご遠慮ください。

※しばらく掛け続けてもつながらない場合は、病院代表(☎75-2311)にお掛けください。ただし、対応できる看護師がない場合は、再度掛け直していただくようお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。夜間、休日に緊急で受診を希望される方につきましては、(☎75-2311)にご連絡ください。



電話問診による処方箋の交付などについて

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、右のとおり対応しています。

なお、医師の判断により診療行為が必要とされる方は、通常の受診が必要となりますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、町立別海病院のホームページをご覧ください。

対象者…慢性疾患などを有する方で、症状に変化がなく処方切れで継続処方をご希望される方

通院先	対応	電話受付時間	備考
町立別海病院(内科・外科)	電話問診による処方箋の交付	(月)~(木) 15:00~17:00	処方箋の交付は翌日以降
西春別駅前診療所	電話問診による処方箋の交付	(月)~(金) 8:30~16:00 ※(木)は15:00まで	11:00~13:30は受付不可
尾岱沼診療所	電話問診による院内処方	(月)~(金) 9:00~15:00	11:00~13:30は受付不可

※処方箋の有効期限は、発行日から4日以内となっておりますのでご注意ください。

申込み・問合せ/町立別海病院 ☎75-2311
西春別駅前診療所 ☎77-2350
尾岱沼診療所 ☎0153-86-2625

5月の診療案内

受付時間
 (午前) 8:15~11:00 (午前) 8:30~
 (午後) 12:30~15:00 (午後) 13:30~
 (夜間) 17:15~18:30 (夜間) 17:30~

病院敷地内は
 全て禁煙です。

町立別海病院

☎(代表) 75-2311

https://betsukai.jp/bhp/index.html



診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	備考
内科 院長 西村 進	午前	西村	内視鏡	西村	西村	内視鏡	<ul style="list-style-type: none"> 血液、免疫、リウマチ専門外来を金曜日午後(西村院長 予約制)に実施していますので、詳しくは、お問い合わせください。 健康診断は予約制となっています。お電話か、受付窓口でお申し込みください。なお、現在は、胃カメラ検査を含む健康診断を一部休止しています。 夜間診療時の健診は行いませんので、ご注意ください。
	午後	休診	西村	西村(予約制)	休診	西村(予約制)	
	夜間診療	-	-	西村	-	-	
外科 外科医長 山田 能之	午前	山田	山田	検査日 休診	山田	山田	<ul style="list-style-type: none"> 緊急手術実施の際は、休診または診療体制変更の可能性があるので、あらかじめご了承ください。 肛門外来(月曜の午前、火曜の午前、金曜の午後)を実施しています。 乳腺外来(火曜の午前)を実施しています。 令和6年3月から外科医1名体制のため、診療に時間を要する場合がありますのでご了承ください。
	午後	山田 ※20日	手術日 休診	山田	手術日 休診	山田	
産婦人科 医師 山内 修	午前	休診	山内	休診	休診	山内	<ul style="list-style-type: none"> 当院での分娩は、当面の間休止します。 診療時間外については、医師不在のため診療が行えませんのでご了承ください。
	午後	休診	休診	山内	休診	休診	
小児科 副院長 横澤 正人	午前	横澤	横澤	横澤	横澤 ※2日、16日、30日 館 ※9日、23日	横澤 ※17日、31日 館 ※10日、24日	<ul style="list-style-type: none"> 火、木曜日の予防接種は、曜日ごとに接種内容が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。 乳児健診は予約制となっており、火曜日午後1時から診察を開始します。 慢性疾患外来(心臓、アレルギー、その他)は火曜、木曜の午後予約制となっています。
	午後	横澤	予防接種 慢性外来	横澤 ※8日は14:00~ 診察開始	予防接種 慢性外来	横澤 ※17日、31日 館 ※10日、24日	
精神科・心療内科 医師 浮田 充	午前	-	浮田	-	浮田	-	<ul style="list-style-type: none"> 原則予約制ですので、受診については事前にお問い合わせください。 お電話での予約変更やお問い合わせ(初診も含む)は、火曜(午前、午後)、水曜(午後)、木曜(午前、午後)の診療日におかけください。
	午後	-	浮田	浮田	浮田	-	
	夜間診療	-	-	浮田	-	-	
予防接種 医師 山内 修 (診察場所:産婦人科外来)	午後	-	-	-	予防接種	-	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の方は、母子手帳をご持参ください。 予防接種は一部予約制です。詳細は、お問い合わせください。

表にある※の日には診察予定日です。

●出張医による診療科

診療科	日付	時間	担当医師
皮膚科	9日(木)	午後	
	10日(金)	午前・午後	飯田 憲治 医師
	23日(木)	午後	
	24日(金)	午前・午後	
耳鼻 いんこう科	13日(月)	午前・午後	かめくら りゅうた 医師 (札幌医大)
	14日(火)	午前	
	27日(月)	午前・午後	おおくに つよし 医師 (札幌医大)
	28日(火)	午前	
神経内科	9日(木)	午後	たむ 延忠 医師 (北海道千歳リハビリテーション大学)
脳神経外科	17日(金)	午後	たかばし 義男 医師 (とまこまい脳神経外科)

※出張医による診療科は、天候、交通機関などの都合により休診や時間変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

診療科	日付	時間	担当医師
手の整形外科	21日(火)	午前	かわにし ようへい 医師
	22日(水)	午前	川西 洋平 医師
膝の整形外科 (完全予約制)	16日(木)	午前・午後	しんじょう たくま 医師 新庄 琢磨 医師
肩の整形外科	9日(木)	午前	
	13日(月)	午前	
	23日(木)	午前	かわい のぶあき 医師 河合 伸昭 医師
	27日(月)	午前	
脊椎の整形外科 (完全予約制)	16日(木)	午前	とくなが しげゆき 医師 徳永 茂行 医師

整形外科外来からのお知らせ

整形外科(膝・脊椎)の診察は完全予約制となります。診察をご希望の方は、下記の受付時間に電話でご予約ください。≪予約受付時間≫月曜日から金曜日の午後3時から午後5時まで

人の動き

令和6年
3月末現在

()は前月比

人口	14,018	(- 138)
男	7,128	(- 61)
女	6,890	(- 77)
うち外国人	539	(- 1)
世帯数	6,772	(- 34)

出生 4 死亡 11 転入 104 転出 235

その他 ±0

※平成31年1月から外国人を含む人数を掲載しています。

交通事故

令和6年
3月末現在

()は令和6年1月からの累計

発生	0件	(1)
死者	0人	(0)
負傷者	0人	(4)

火災と救急

令和6年
3月末現在

()は令和6年1月からの累計

火災	2件	(5)
	[死者 0件	(0)]
救急	42件	(140)
救助	2件	(7)
ドクターヘリ搬送	0件	(2)

町民みんなの なんでもべっかい

広報別海では町民の皆さんからの
記事を募集しています

「自分たちの行っている活動を広めたい」「自分の作品を紹介したい」
など記事のジャンルは問いません。

ご自身のことはもちろん、周りの方についての記事でも大丈夫です。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

たくさんのご応募お待ちしております。

- 募集対象
- 町内在住の個人
 - 町内で活動している団体
 - 町内出身の活躍している方

- 募集内容
- 頑張っていること
(例) 部活動やサークル活動、趣味、お仕事 など
 - 誰かに知ってほしいこと
(例) 町内の穴場スポット、おいしい食べ物 など

- 応募方法
- 電子申請の場合
専用サイトに必要事項を入力し、写真も一緒に投稿してください。
 - 郵送または下記担当窓口での提出の場合
応募用紙に必要事項を記入し、写真データを送付してください。



↑スマートフォンからの申請はこちら

問合せ/情報広報課 広報担当
☎74-9275

町ホームページ検索キーワード

なんでもべっかい 🔍 検索

お誕生・ご結婚

令和6年3月31日届出分まで

※戸籍届出時に窓口で承諾された方々のみ掲載しています。

お誕生おめでとう

氏名	保護者	住所
丹羽 一颯(いぶき)くん	男 大地・みゆき(別海)	
奥山 桜桃(さくと)くん	男 友紀・ちなみ(上環連)	
田鎖利汰郎(りたろう)くん	男 颯・香菜(走古丹)	
組村 燈叶(とうか)くん	男 利春・麻矢(別海)	

ご結婚おめでとう

氏名	住所
田中 新司さん・砂子あゆみさん	(別海)

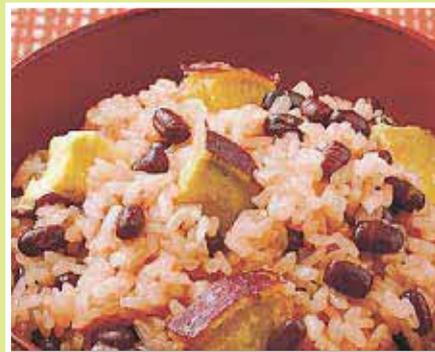


乳和食レシピ さつま芋入りミルク赤飯

写真提供 Jミルク

材料 (2人分)

- *もち米..... 1合
- *小豆..... 25g
- *水..... 200mℓ
- *牛乳..... 50mℓ
- *さつま芋(厚さ1cmいちょう切り)..... 1/2本(75g)
- *ごま塩
- *あら塩..... 小さじ1
- *水..... 大さじ1
- *黒ゴマ..... 大さじ1



作り方

- ①もち米は、洗って30分以上浸水させる。小豆は、洗い一度ゆでこぼし、鍋に小豆と分量の水を加え、蓋をずらして豆がやわらかくなるまで30分煮る。ザルにあけ、煮汁はとっておく。
 - ②炊飯器にもち米、牛乳、よく冷ました煮汁を1合の目盛りより少なめに入れ、表面に小豆とさつま芋をのせて炊く。煮汁が少ない場合、水を足してください。
 - ③フライパンに塩と水を加え加熱する。沸々してきたらごまを加え、水分を飛ばすように粉が吹くまで炒りあげる。残ったごま塩は、冷蔵庫で保存できます。
 - ④器に赤飯を盛り、③をかける。
- ※2合以上炊く場合は、5合炊き以上の炊飯器を使用してください。

※出典：Jミルク乳和食サイト

レシピ：料理家・管理栄養士 小山浩子先生

乳和食公式サイトでは、レシピや調理動画がご覧いただけます。

